# 兼良の源氏学の形成

――二条家の秘説から『花鳥余情』へ-

伊井春樹

る。 要 存本は部分でしかないと思われる。これらのことから、兼良の源氏学の形成には、二条家の学説が大きく関与し の形式を確立した。『花鳥余情』完成後は、それをさらに整理して、十五ヶ条の『源語秘訣』を生み出したのであ た「三ヶ条口伝」と「十ヶ条口伝」を併せて、十三ヶ条からなる「花鳥口伝抄」を文明三年三月に編纂し、 これらの説から、 の一つに文明二年三月に相伝した二条家伝来の、為家撰とする「紫明抄」ほかいく種かの秘説集があった。 今川 たことが知られるのである。 旨 範政も兼良以前にこの秘説集を『源氏物語提要』に用いたらしく、 兼良は『花鳥余情』(文明四年十二月)を著作するにあたって、数多くの資料を利用したであろうが、 必要と思われる注記を『花鳥余情』に摂取していくとともに、 引用された内容から推定すると、 相伝した中にすでに存在してい 彼は そ 現

といっても過言ではない。 かに見あたらないであろう。 古典文学研究の歴史の中でも、 源氏物語研究の軌跡が、そのまま国文学の研究史を形成し、思想史の展開をあとづける 源氏物語ほど長い伝統を持ち、質量ともに豊富な解明を試みられた作品は、 まずほ

明抄(素寂 時代において新しい方法を開拓した著作は、 くつかの代表的な書目が、すぐさま想念に浮んでくる。 の観を呈していると言える。だがそれらの厖大な量の研究書が、いずれもひとしなみに意義を有するのではなく、 院政期から始められた研究の歩みは、今日まで営々と持続され、 )・原中最秘抄(光行・親行)・河海抄(善成)・花鳥余情(兼良)・細流抄(実隆)・玉の小櫛(宣長)などと、 おのずから数が限られてくるであろう。源氏釈(伊行)・奥入(定家)・紫 先人の到達した領域からさらに抜きんでるために、それぞれ 源氏物語に関する書物だけでも、 まさに汗牛充棟

研究者はいく多の苦労を重ねながら、物語と取り組んだはずである。

ると、 が困難である。 ントの明確ではない過去においては、どこまでが著者のオリジナルな説なのかになると、にわかに弁別判断すること 歴史は、旧説を集成統合して摂取するとともに、不要は切捨てて自説を加えるという繰返しであった。 うに主張されている解釈にしても、 数多い源氏物語の注釈書が、どのような過程を経て成立したのか、またその間に用いた資料は何であったのかにな どれ一つとて必ずしも明らかになってはいない。 困難という理由によって、新たに出現した注釈書を、 今日では埋もれてしまった典拠が実は存在していたかも知れないのだ。 一朝一夕に注釈書が生み出されることはあり得ず、 著者の独創的な営為とみなし、 時代的意義を評 しかし、パテ 自説 注釈書の のよ

源氏学の形成を知るとともに、

価 つ篩にかけて注記の性格を見きわめ、真に著者の苦渋してたどり得た説を知ることが、 して研究史や思想史の一齣にすぐさま加えるには、大いに危険がともなうであろう。 隘路はあるにしても、一つ一 源氏物語享受史の内実をすこ

しでも実りあるものにするはずである。

統を継承しながらも歩を進めた人物であってみれば、彼の作成した注釈書には、注記された以外にも依拠した資料が 的意義が取りざたされたきらいがあると言える。 11 与えた注釈書として、 その成立にいたる先行資料の解明である。 くつかあったはずだ。その一つに、これまで知られていなかった二条家の源氏秘説がある。 たのかということになると、 ここに取上げようとするのは、 無視することのできない存在である。 皆目検討がつかないし、 室町期における研究の新しい方向を打出したとされる『花鳥余情』についてであり、 研究史に占める『花鳥余情』の位置は高く、 しかし、 またそういった考察を抜きにして、 兼良とて社会から超脱した研究者ではあり得ず、 ところが兼良の源氏物語研究は、 後世にはかり知れない影響を 従来『花鳥余情』 どのようにして形 過去 0) の伝 時 代

考えられることであろう。 化してしまっているとの認識が、そうさせたのである。これは兼良一人に限らず、 当面は 『花鳥余情』の注釈に埋没して姿を隠していた二条家の秘説を掘り起こし、 他の注釈書の出現においても当然 兼良

注釈書の成立する背景を探っていこうと思う。

兼良は、『花鳥余情』の中で二条家の秘説を用いたことを一言も語らない。

不注意に漏らしたのではなく、

自説に転

二 『和歌秘書集』所収の源氏秘説

『歌秘雑集』(村上文庫)と称する三冊本が蔵されており、

そのうちの一冊には内題に『和謌秘書集坤』

刈谷図書館に

と記される。さらに一丁めくると、「外題之覚」として、この卷に納められる書目を列挙するが、それを示すと、

î

伊勢物語極理灌頂撰上

同中

同下

源氏物語七箇秘事

同三ヶ之伝授

源氏秘蘊和秘抄

源語秘訣 十五ヶ別勘三ヶ之大事

とある。右の目次以外にも、本文には「源語秘訣」(十五ヶ条伝授付「三ヶの大事」)と十四ヶ条からなる補入と思われ

源氏紫明

る細字の注記 ところでここにまとめられている秘伝書には、為家の撰だとか二条家の伝流だとかする注記がなされており、 が続けられるのをみると、 この本ではおもに源氏物語の秘伝書集成がもくろまれていたのであろう。

部にはきわめて偽書の匂いのする内容が盛り込まれているため、にわかに信じがたい注釈書だと言えそうである。

偽書として簡単にかたづけるわけにはいかなくなる。どこまで信じてよいものか、 だがこれらの書が兼良に伝えられたと記され、しかも『花鳥余情』と緊密な関係にあるのを知ると、為家に仮託した しているのかを思いめぐらしながら、 以下一つ一つの秘伝書について順を追って検討を加えていくことにしよう。 また兼良の源氏学にどれほど関与

之伝授」には「揚名介」「三か一」「とのゐもの、袋」が記され、その後に伝来についての識語が加えられる。 初めの 「源氏物語七箇秘事」には、「源氏を以前々現在の人に比する事」以下七ヶ条が、すぐ続いて「源氏物語三ヶ B源氏秘蘊和秘抄

⑴此物語之秘事は、

ておこう。

A(1)右三ヶ之伝授、以二条家嫡々相伝授之畢、 努々不可有外筧者也、 類阿在判(帆カ)

摂政良基閣下

②右之伝来之三ヶ之秘訣并十五ヶ条之伝授 切紙不残之畢、 可為袖珍者也

堯孝法印

寛永十五年二月下旬

(4)右一卷之秘授尤可為袖玉者也、 (3)右源氏物語秘訣不残写之畢、

紹巴在判

尤不可出書櫃者也,

桑樹山人実晴

地下三人

続く「源氏秘蘊和秘抄」などにも、それぞれ巻末に長い伝来の事情が示されているので、ついでに一括して列記し

民部入道の口授をもて伝来し、今日までの秘蘊努々他見有べからずと也、

**禅閣兼良** 

冬良

(2) 此 一 卷者一条禅閣之秘説、尤以家之重宝不可過之者也、

宗養

肖 桂老 (ママ)

- 5 -

#### 右伝来

宗養--宗碩 永閑 栄雅 飛鳥井権大納言入道 覚勝院 -心敬 能純 紹巴-昌叱-玄旨——景行院——

也足軒———実晴 西國寺

延宝五歳孟冬上旬右極秘抄以懇望伝授書写畢、

C源語秘訣

文明九年二月吉日 老衲覚恵後成恩寺(1)唯伝一子之書也、不可出閬外、付属中納言中将(ママ)

②此一冊密々以懇望申請左大将家本後成恩寺書写之、

縦雖為親眤之人、曽以不可免披見之由、

懸春日大明神

住吉

文明十八年四月廿四日、

玉津嶋等明神所相誓也、

永可存此旨者也

正三位行権中納言兼侍従藤原朝臣在判

右逍遙院也出二歲

(3)此秘抄往年以件與書之本書写校合之、 而今源孝子 <sup>左馬助</sup> 所望之間、 源氏物語一部講席之功後、 感其懇志付与此別

勘、是為補愚之短才也矣、

慶長戊申仲秋十一日 也足叟在判

4)此秘抄奥書之趣見右、寛文丁未小春念五

円順叟在判

右

のうちじの

「源語秘訣」は、

Ų,

わゆる兼良の

一般に流布する十五ヶ条の秘伝書で、

文明九年に冬良に伝えら

ŧί

岩

(5)寛文十二 モチ 年脷月下旬、 右奥書之以誓懇望書写之畢

D紫明 抄

(1)此 部五卷之紫明抄者、 民部卿為家入道之自故黄門口授之秘與也、 此物語之重宝歌林之良材也、

文明二年三月下旬写之畢

北岸主人兼良

(2)右之秘抄懇望以誓令書写訖、

延宝五年孟冬下旬

E 源

**冰語秘訣** 

(十五ヶ条伝授

(1) 右 巻者此物語之秘訣、 随分之袖珍也、 可秘 々

一条兼良 桃花老人 在判

々、

(2) 此 一 巻者当家代々重宝、 尤可秘者也

文明三年仲夏下旬 冬良在料

(3)文明十二年二月十二日、

禅閣

一条殿

以御自筆秘本密々令書写畢、

可秘々々、不可有外見者也、

藤拾遺判

(4)右一卷以覚勝院僧正御本令書写畢、 可秘々々、 十住心院心敬判

本の系統を示している。 またAを除いては、 巻末にいずれも兼良の名を見いだすのは注目すべきであろう。

に重ねられて伝えられたのではないだろうか。 まず、 Aの識語は「三ヶ之伝授」だけに付されたことばのようであるが、 内容的には、 あとの「紫明抄」や その前に位置する「七箇秘事」も、 「十五ヶ条伝授」などとも共通する

伝され、 世からであろうし、 らいっても、この二条派の伝授の経路は正しいであろう。 やがて南北朝期の頓阿に、続いて二条良基・堯孝・紹巴の手へと受け継がれたとすることで、 それはまた別に問題にするとして、ここで知られる新たな事実は、「三ヶ之伝授」が二条家の嫡 また頓阿に師事した良基に秘説が伝えられるのは、 頓阿が「三ヶ之伝授」を受けたのは、歌の師とした二条為 自然のなりゆきと言える。 歌学の系 流 統 ï 相 か

ので、 たというのであろうか。堯孝の次に記されるのが③の紹巴だが、この両者の間にはあまりにも時間的な隔たりがある (2)良基の周辺で、「三ヶ之秘訣」のほかにも別に当時流布した「十五ヶ之秘訣」が併され、セットにして伝えられ .の堯孝は頓阿の孫の堯尋の子だが、ここでは「三ヶ之秘訣」に加えて「十五ヶ条之伝授」もすべて相伝したと記 には紹巴が三ヶの秘説を他に伝授したとの識語があるし、九州大学図書館蔵 直線で結びつくのではなく、 まだいく人かの人々の手が介在したはずである。 『二条冷泉古今伝』の巻末に三ヶ なお、 神宮文庫本の 『源氏三箇

れた秘説であったことが予想され、Aとの密接な関連がしのばれてくる。 次のB 民部卿入道為家の「口授」であって、それが兼良まで伝えられたとしているからには、 本文の末尾には 二条家に相 伝さ

11

条を記すのをみると、二条家にこのような秘説が早くから代々伝えられていたとするのは、

この物語のうちの秘訣これに過(ぐ)べからず、とみにも口外に出すべからずと也、三ヶの秘事、

紫明抄にのせ

白也、

猶重(ね)て秘訣をつたふべしと云々

と記されており、 は素寂のそれではなく、 明らかに「三ヶの秘事」と結びつくだけではなく、「紫明抄」とも関係してくるらしい。ここで述べ この書に収められている為家撰の秘伝書の謂である。「秘蘊和秘抄」は、

為家から兼良へ、さらに冬良へと伝えられた後、宗養・肖桂老(肖柏の誤写か)の手を経て、以

はともかくとして、

信憑性があるとも考えら

年二月十二日に三条西実隆へと伝えられたわけだが、

る。

下長々と伝来の系譜が示されるが、このあたりになると人物の年代が前後入り乱れていて、にわかには信じられ C は 兼良の 著作であることがはっきりしているのでDにうつると、 この「紫明抄」五巻は、 為家が父定家から庭訓

ていたのは、 を受けた \_ □ この書と同じく定家から伝えられた内容であったと知られてくる。 |授 の秘説であって、「物語之重宝、 歌林之良材」であると述べる。 為家以後二条家に秘蔵され、 すると、 Bで為家の や とし がて

文明二年(1540)に二条派の歌人でもある兼良へと伝えられたというのだ。

良基から孫 ように、 手を経て堯孝へと受け継がれたことが記されていたが、そこで言及された「十五ヶ条之伝授」とは別紙にありとする 家に伝えられたことを意味するのであろうか。 ヶ 条の 最後 IJ  $\widehat{\mathcal{O}}$ このEの秘説を指しているのではないかと思う。 かに、 É の兼良へと伝えられた可能性が充分考えられ、 0 「源語秘訣」(以下「十五ヶ条伝授」と称する)は、 巻末に「三ヶの大事」が付される。 Aには二条家相伝の「三ヶ之秘訣幷十五ヶ条之伝授 flkl 冬良の識語にこの秘説が 冬良の そうするとAの秘説も、 「当家代々重宝」 С Ŏ 源 語秘訣」とはまっ 「当家代々重宝」 のことばも首肯されてくるのであ 識語に加えられてはいないものの、 と記されるの たく別 の内容で、 が、 良基 十五 二条

で、 冬良 その時期 が巨の ĺż 書を手にしたのは、 「紫明抄」と同じく文明二年三月下旬であったとみなしてよいであろう。 文明三年仲夏 (五月) 下旬とあるため、 兼良は当然それ以前には相伝 冬良の後、 この書は文明 たはず

付 文明十二年二月十二日、 載 本 以禅閣 一条戦 御自筆秘本密々令書了、可秘云々、不可有外見者也、(書陵部蔵 源語

この事情を記す識語は、「口伝抄」の巻末に記される

とするのと、 まったく一致する。 冬良が 「口伝抄」 を伝授されて書写した日と、 偶然にも同じ日に、 実隆は冬良から

Ε 十二月よりも二年数ヵ月前であった。 兼良の所有するところとなったというのであろう。それは文明二年三月のことで、『花鳥余情』の出現する文明四年 総合すると、 を記したと考えた方がよさそうである。 であると言えそうで、 っ このように奥書をみていくと、ここに収められているのはいずれも兼良に伝えられたか、 「十五ヶ条伝授」を借りて写していたのだ。 冬良は「口伝抄」のほかに、 定家の秘説を為家が〈口授〉し、その後二条家に伝えられて、 しかもCを除いては、 実隆の依頼によって当家伝来の「十五ヶ条伝授」も書写し、 実隆はその書写本を手にした後、冬良のメモの末に自署したのであろうか。 孤立した秘伝書ではなく、 それにしても別種の本の識語が、 相互に関連した伝来の事情を有しているのだ。 頓阿・良基・堯孝などの手を経、 表現まで重なることなどあり得な 彼の著作した秘説の集成 巻末には同じ文言 やがて

### 三 秘説の性格

れが本来の姿なのか、 五十四帖でこれだけの項目数だから、 若紫)・第二(末摘花 (宿木巻は両巻にまたがる)、各巻頭に「民部卿藤原為家撰」とした後、 「紫明抄」 から取りあげていくと、 ―賢木)・第三(篝火 ほかに脱落を想定すべきなのかは、 これは識語にも「此一部五巻之紫明抄」と記されていたように、 巻によっては注記をまったく持たないなどかなりの ---若菜下)・第四(総角 今のところ判断がつかない。 十数項目ずつの注記が総計八十例並べられ 宿木)・第五(宿木 かたよりが見られるが、こ ―東屋)と五巻に分けられ 第一 (桐壺

出すとその示す通り十五ヶ条を数えることができる。 明 抄 の注記を追っていくと、 項目の傍に細字で「十五ヶの伝授」と記されているのを見いだすが、 八十項目のうちでも、この十五ヶ条は特別の秘説として伝授 これを拾

61

されていたのであろうか。

ていたようだ。しかもそれらが内容的に重なっているのは、互に無関係な存在なのではなく、 兼良の周辺の秘伝書には、このように三・七・十五といった数字でまとめられた秘説が、いくつか別々に伝えられ 伝授される過程で、グ

次に具体例をあげてみよう。

〇七箇秘事

ループ化されて派生していったものと考えられる。

12 桐 置給ひ、 一壺の事、 それをあいし給といふも、 局五つ有、その内此桐壺の当女は更衣と云也、 もと桐は鳳凰のすむものにて、しかも鳳凰は天子の徳になずらへ、聖代に 則高明公の御母也、なべて壺も多けれど、 更衣を桐壺

〇十五ヶ条伝授

らはる、ものなれば此心也

壺の帝の御

なべて壺も多けれど、更衣を桐壺に置給ひ、 それを愛し給と云も、 もと桐は鳳凰のすむ所にて、 しかも鳳凰は天

子の徳になぞらへ、聖代にあらはるれば、 これにて意得べき事也

「七箇秘事」の初めに余分な叙述が付加されている以外は、

この両者の注記内容は一字一句にいたるまでと言ってよ

いほどの同一表現を見せる。

〇紫 明 沙所引十五 条

藤

は実なる人也、 交野の少将は、 交野は河内国交野郡を領ぜしゆへ也 原敏行になぞらふる事也、 此としゆき好色人にて物がたりなどもあり、 但シ上は好色にて、下

〇十五ヶ条伝授

-11-

### 交野の少将の事

藤 原のとしゆきをさせり、 交野ひめは右近が事をいへると心得べし、いたつて好色にして、しかも内意は実なる

このようにあげていけば、 少将藤原敏行は、 書にはまったく見いだされない特異な位置にある。ついでながら巻末に記される十四ヶ条の細字注記にも、「交野の はあり得ず、派生した根元は同一であったと知られるであろう。 「交野の少将物語」のモデル論について、両本とも藤原敏行を示すが、説の当否はともかくとして、これは他の注釈 河内国交野が知行所ゆへにいふぞ」と見え、この一連の秘説と緊密な関係にあることを示じている。 説明の表現は異なるものの「七箇秘事」「十五ヶ条伝授」「紫明抄」の三者は別種の秘説で

取り出していけばいくらも重なりを見せているのだ。「紫明抄」の冒頭には「以源氏準拠昔人事」として、 「紫明抄」にマークされた「十五ヶの伝授」だけが、他の秘説と共通するのではなく、それ以外の注記においても、

一光源 光孝天皇御童名也

源光 西宮左大臣高明童名也

一六条院 河原左大臣源融君を六条院申せし也、

須磨の浦 に勅勘ともなくて左遷の事は、 在五中将のあづまにまかれしと書たる物語の風情也

六条院こもりませし事、白居易の盧山のふもとに草堂をしめしにもかたどれり

罪さのみならで讒にあい、あしきさきなどはしたなくあたられし事、舜の事も引出つべく、屈原・菅丞相など

などといくつかの準拠論が展開されるが、この説は「七箘秘事」の「源氏を以前々現在の人に比する事」と、「十五

0 筝 ヵ月 D ご

- 12

は、

さかのぼれば共通した資料にもとづいているためと言うほかはない。

ら変りはないのだ。ただ説明の方法が、「紫明抄」のように項目ごとになされるのではなく、 条伝授」に見える「以源氏比前々現在人事」(この両注記はほとんど文章表現も一致する)とに記される内容と、条伝授」に見える「リ源氏比前々現在人事」(この両注記はほとんど文章表現も一致する)とに記される内容と、

何

.白楽天盧山の草堂に有しに比せり云々、 :名を光君と申せしは、 光孝天皇の御おさな名を源の光と申せしに比する、(中略)六条院と申奉りしは、

といったように、一続きの叙述となっているところが違っていると言えよう。

書が完成するのだ。『和 もあったのであろう。「紫明抄」の注記に見える「十五ヶ条の秘事」だけを別冊仕立てにすれば、それで立派な秘伝 において神秘性をさらに高めるために、七ヶ条とか十五ヶ条のセットによって、 じられないにしても、二条家になんらかの源氏秘説が歌学とともに相伝されていたことは、当然予想してよいであろ 語秘訣」以外の秘伝書は、いずれも深いつながりがあるのだ。定家の庭訓を為家が筆録したとするのは、そのまま信 紫明抄」などから別体系の秘説を派生させる際、全面的に依拠したり、部分的に抜出して新たなる説を加えること もはやこれ以上例示するまでもなく、識語で考察した結果と同じく、 その伝授されていった秘説は、為家撰とする「紫明抄」や「三ヶの大事」などの類であったろうが、二条家内部 歌秘書集』に集められた兼良周辺の秘説の多くが、このように表現にいたるまで一致するの 注記内容からみても、 特別の価値 が付与されたに違いない。 兼良著作とされる

ごとしくものし侍るは、 は源高明を模したとする準拠論が記される。 かに三丁からなる解説書で、伝説的な内容を多分に含んでいる。叙述を追っていくと、 ここで、一つだけ触れていなかった「秘蘊和秘抄」についてすこし述べておきたい。これは注釈書ではなく、 いづれの代のいづれの人ともさだかならず」と書き始められ 以下口紫式部は幼少より高明の邸に仕えて親しんでいたため、 まず「光源氏など名のみこと 一桐壺帝は延喜天皇に、 左遷の時

は須磨の浦まで見送り、別れを惜んで、

聞てだに心づくしのたびなればなをさだめにしむかしさへうき(「家の集」にありとするが出典不明。 後に述べる

「別本紫式部日記」を指すか。)

準拠であること、田雲隠六帖は「よからぬこと」が記されているため「物語の恥辱」だとして、 明 てられたが、 の歌を詠んだこと、||| 上東門院の所望により石山寺に参籠して、高明と式部自身を物語化したこと(「家の集」)、 'は帰京後随身の惟親に萩の戸のあたりで殺されたが(「日記に見えたり」)、この事件は惟光が光源氏を刃で殺害した ただ志のある者にだけは〈口訣〉として伝えられたこと、などといった荒唐無稽な説が語られるのであ 後白河院の時焼き捨 (四) 高

この秘伝書について詳述するいとまはないが、「七簡秘事」に「不可信用之」としながらも、 左大臣のつまは六条みやす所也、此みやす所のいきりやうが高明にはあたらず、臣下の惟行(「惟親」ともする)

る。

と見えるし、「紫明抄」にも、

ものくるわしう成て高明をころし奉りしと也

惟光に害せられ給て雲がくれしたまふ事は、西の宮の左大臣の随身惟親に害せられたまふにかたどれり、

条御息所の怨みが同じく生霊となり、惟光にのりうつって気を狂わせ、光源氏を殺害させる物語に仕立てたというの となって臣下の惟親にとりついたところ、彼は気が狂って主人を宮中で切り殺してしまった。この事件を模して、 とする。 巻末の細字注にはさらに詳しく記されているが、これらをあわせると、 高明の北の方(六条御息所)

高明は安和二年(タネク)三月に九州の太宰権帥として左遷させられたが、二年後の天禄二年(ネニイ)十月二十九日に

だ。これが、今では焼失した雲隠巻の内容であったともいうのである。

と記されているのだ。

彼女は高明に従って須磨

明

石の浦までもさすらっていき、

その思い

出が

石

山寺で執筆

は、 たのである。 許されて都に召し返されることになった。 しかし、 彼はもはや政権とは無縁な存在であったらしく、 太宰府へ使者がすぐさま遣わされ、 山城国葛野郡 高明は翌三年四月二十日に上京し 0 別邸でただ余生を送るだけで、

『日本紀略』によると、 天元五年(た三)十二月十六日に寂しい六十九年の生涯を終えたのだった。

ぎていると言えよう。 このような晩年の歴史的事実を引くまでもなく、 傍流の秘説として一部で伝えられていたことによるのであろうか。 しかもそれを光源氏の運命にあてはめて雲隠の巻に物語られたとなると、 しかし、こういった伝説がまことしやかに綴られているのは、 右の秘説に記された高明にまつわる怪奇な殺害事件は、 この書の著者が創作したという あまりにも現実離れしす あろうは

おり、 1) 秘 左 蘊和 あきらのきみ帥にさすらいおはせしころ、 それによると石山寺に参籠した紫式部が、 遷の折には別れの悲しさ故に須磨の浦までついて行ったとする。この説は実は「別本紫式部日記」(3)(3) 秘抄」 には、 紫式部は高明のもとに幼少の頃から出入りしていたため、「夜の宮づかへ」までも許す仲とな をくりまいらせて御名残をしみまいらせしは、 湖水の月明りを眺めながら回想するシーンとして、 すまよりあかしの

こよひの空のけしき、みづうみの面て、さながらなにがしのうらめきて云々、

た須磨巻につながるというのである。 両者は明らかに関連しており、 共通する祖本からの派生説と考えられるであろ

七箇 一秘事」 では、 これからさらに発展した須磨 明 石巻成立の解釈を示す。

高 でに顕す也 明 播州 へ御行 0 時 紫式部も御供故に須磨・ 明石の事を具に書たり、 殊になさけの深かりしかば、 難忘事の次

く筆が進んでいったのであろう。 うのだ。 ここでは、 楽しい旅だっただけに、 高明は左遷の途次に寄ったのではなく、 高明と紫式部の須磨行きの伝説だけが、 彼女としても忘れられない思い出として、 〈御行〉として須磨・明石の浦へ出かけ、 前後の文脈からは切離されて強調され、 後年の物語執筆に際しては、 紫式部も同道したとい 物

語での描写が詳細であることの理由づけにしようとしているのだ。

集められていたのだ。 る説はより成長した姿を示していて、 このように、 『和歌秘書集』には一つ一つの独立した書として収められてはいるものの、 相互に緊密な関連のあることを知るのである。 それが、 ある説は重複 いずれも兼良の周辺に またあ

## 四 秘説の形成と展開

物語 には、 なし」と記すのによって、院政期において多くの人にはすでにその実体が見失なわれていたことが知られるであろう。 源氏物語の秘 〈揚名介〉について「堀河院の御時、 成立から時が経過すればするほど、書かれていることばや事物は疎遠になっていき、 説が取り沙汰されるようになるのは、 **匡房卿しるし申されけるむねありときこゆ、** 研究の進展と無縁ではない。 『雪月抄』 しかれ共、 研究者でなければ容易に (『長珊聞 其儀しれる人すく 書』 所 収逸文)

理解できなくなってくるのは、

当然のなりゆきである。

らに義行 俊成といった当代有数の有識者と「悉被合力談申」したという。その後親行が注釈書としての形態を整え、 中最秘抄』 (聖覚)が整備していったらしいが、その折も「文博訪有識門普談歌仙家」といったことがなされて、 の識語によると、 光行は 『水原抄』の作成に際して、 後京極良経・久我通光・後徳大寺実定 死後は ・藤 難義 ž 原

からず」と、秘伝思想を開陳する。

0 諸 |集成がはかられたようである。このように、〈揚名介〉 源氏研究家としての権威を高からしめていたらしいのだ。 説に限らず、 当時数多くの難義が存在し、 それらを保持

であって、これを知っているのは「頗稀者歟」というのだから、これだけでも研究者として存立し得る理由となるで あろう ても親行説が採用されたらしい。 者頗稀者歟、 とするように、 人〉といった語句の解釈については、「以親行之説被用難儀之支證」たようである。それは「当道之光花、吾家之眉目 花園天皇の皇太子時代に源氏物語の 其故者後京極摂政家以御秘説被授下光行之時蒙条々御庭訓畢」と記すのをみると、〈揚名介〉説につい 河内家にとっては名誉あることであった。さらに「於揚名介者学此道輩雖惟多、当方之外伝深奥之説 それもそのはずで、後京極摂政家から光行がじきじきに伝授された由緒正しい秘説 〈論談〉が催された折、その席で〈わかむどほり・たみしかはら・しはふるひ

習ったと言い、さらに、 知識を保持することを一つの特権として誇示していたのであろう。 私たちに提供してくれる。彼は〈渡辺の聖〉からその本意を問い聞いて、「いみじう秘蔵」していたというのだ。 無名抄や徒然草などに引かれる〈ますほの薄〉についての登蓮法師の逸話は、秘説の相伝に関して興味ある資料を 聖からたやすく伝授されたのではなく、 「和歌の習ひ、 かやうの古事を用ゐるも、 それ相当の懇望があって許されたはずで、 又世の常の事也。 無名抄によると、 人周く知らず。みだりに説くべ 長明は第三代の弟子として伝え 秘説を受けた彼も、 その 登蓮

中最秘抄』として出現していったのだが、こうなれば多くの難義の解は、河内家の説として天下に登録されることを の難義 光行 ・秘説を導入することによって、 親行 義行と、 河 内家の源氏研究者たちは、 自家の注釈書を次々と増補させていった。 それぞれ独自の注記の解明を試みただけではなく、 その体系化が 『水原抄』 有 なり 識者から

できたのであった。こういった難義が、 ものとはいえ、 受けるにいたったのである。 意味したであろう。登蓮法師のように、難義を秘蔵することによって、パテントが河内家の所有として人々の容認を 親行が鎌倉右大臣家などの物語の師範になったのに触れて、これを「吾家之秘説」と公言することが それだからこそ、 中世の家の確立と秘伝思想に支えられて、 〈揚名介〉の秘説にしても、 もとを正せば後京極摂政家から相伝された 秘説としての地位を主張するよう

になるのだ。 同じ頃、 河内家とは対立する御子左家の為家も秘説の保持者として、 世間ではその存在が許されていたようである。

『原中最秘抄』によると、

Ł,

為家は

親行云、 為家卿被申侍しは、源氏にはとのゐ物の袋・くむえ香の事、殊なる難儀歟、全文不覚悟云々、(絵合)

〈とのゐ物の袋〉〈くむえ香〉に関して、難義であると考えていたらしい。それまでの注釈ではほとんど問

題にされていなかったにもかかわらず、この時代になると実体が不確かになり、 諸説乱れていたために、 為家は難義

説を持ち出したのであろう。また〈揚名介〉についても

九条前内府仰云、此事源氏物語一事に不限摂家之秘事也、予自故殿幷松殿相伝両説なり、鄭大臣殿 而為家卿於彼物語尋七

しては 家からそれぞれ二つの説を相伝した後、さらに為家にもそれを含む〈七箇不審〉を申し入れたところ、 ٤ 鶴大臣 箇不審之時至揚名介一事者、 〈秘説〉の公開を断られたという。道家の為家に提示した〈七箇不審〉とは、たまたま読解する過程でその数 (九条前内府基家)の話が引かれており、それによると、 猶以不許秘説、是依有口伝也云々, 兄の光明峯寺殿 (道家)が後京極良経や松殿師 この一事に

らない。 の難義が

それはともかくとして、

起ったまでなのか、

それとも七ヶ条の秘説がセットになって一部で伝えられていたのか、

具体的

な内容は分

関

為家が当時秘説の伝授者として認められていたことは、これ一つによっても確かめ

ても一

時の気安めにしかすぎなかったであろう。

非公開の秘説

0

存在が、

人々の

知識欲を飢

餓状態に追いやり、

それ

ては、 Ł 氏物語 を聞き知ったからといって、けっして安心はできないのである。 '奥入」に⟨揚名介⟩について、「此事源氏第一難儀也」と記されていたように、 さらに権威のある御子左家の説を求めようとしていたことによって、秘説に対する熱情のほどが知られるであろ 秘説 の解釈上の問題としてだけではなく、「摂家之秘事」でもあったのだ。だからその実体を知りたく思う者にとっ の保持者に頼み込んで伝授してもらうしか手はなく、 道家のように、 しかも家々によって異なるとなれば、一人だけの 良経と師家の両説を手にしたほ 容易に知り得ない事柄であった。 源

られるであろう。

親行は続いて後深草院が冬平に求めたこと、 芸 所戴別紙也 揚名介事京極中納言家幷宮内卿伊行朝臣、 円明寺実経が冬平の説に反論したことを記し、 其外古来家々異説如斯、 而所見未詳、 ダ ツマビラカナラ シンアウ 

う。

部の限られた者にしか知らされないとなれば、 が薄かったであろうし、 保持者をまず選定することが前提として横たわっていたのだ。 と綴っている。「家々異説」 かといって御子左家や河内家の説は容易に伝授されなかった。厳重な資格を有し、 は古来いくらもあるというのだから、 秘説と言いながらも半ば公開されたその他の解釈は、いくら与えられ 知りたいながらも、 一般の者にとってはどれが正統なの たやすく聞ける説は比 か、 その 較 その上一 的 信 秘 頼性 説

が 一 層その保持者の研究家としての地位を高める結果になっていくのだ。 世間に流布する 〈揚名介〉の解釈をさも嘲けるように、「異説如斯」とつき放し、いくら諸説が提示された

ところで「所見未詳」と、それらがいずれも当を得ていないことを断言したうえで、「当家深奥説」 の存在を明かす

別紙也」というのだから、その神秘性はなおさらのこと高まっていったであろう。 のである。しかも、 河内家の秘説集成ともいうべき『原中最秘抄』にすら「深奥説」を記さないで、「依為殊秘事所載

れたであろうが、それは河内家の権威を高めこそすれ、すこしも損うものではなかった。 与えられたことが、 の注釈書は、 し他に伝授するとなれば、それは秘説の尊厳さを継承し、その家の権威を保持する者にのみ許されたであろう。 外にも大切なのは、 源氏物語研究家としての地位を持続させるためには、研究者相応の見識をそなえておくのはもちろんだが、それ以 知行の時代に忠房親王との子弟契約により『水原抄』を見せたことなどによって、 光行・親行・義行(聖覚)・知行(行阿)と親子四代にわたって伝えられ、さらにその後二条良基へと書き 巻末の識語から知られる。 秘説を人にたやすく伝授しないことであった。秘すことにこそ、秘説の生命が存在したのだ。も その過程においても、 親行が宗尊親王などの「物語之御師範」になっ 秘説が部分的に伝えら この河内家

の財産は着実に増えていったであろう。『嵯峨のかよひ路』によると、飛鳥井雅有は為家の源氏物語の講釈を聴聞し 定家と続いた源氏研究の蓄積も、 『内家には、その後家の学問を継承する有力な人物は出現しなかったが、 為家の時代には難義から秘説へと確立し、 さらに中世の秘伝思想に支えられて、そ 御子左家の方はそうではなかった。 俊成•

次のような感想を記している(文永六年十一月二十八日の条)。

方は、源氏にも古今にも、 又こと人はた、 るじのいはく、 かくこまかにさたしたる人、むかしもいまもきかず、ありがたきよし返~~しきだいせらる。大 大納言(為氏)いまだこれほどくはしくうけとをしたることなし。 ふしんのこる所/\あれど、外はなきに同じければ、これほど我国のさいかくある人 いはんや、 源氏さたせず。

為家は謫男の為氏にすら、雅有に開陳したほどの詳細な講釈を、全卷にわたって教えたことはなかったらしい。

彼

はあらじとおぼゆ。

有

が為家の

講釈を聴聞したの

が二十九歳の年で、

それからほどなく親行のもとに入門し、

〈揚名介〉

0

伝授を請う

61

でい

たことが知られる。

雅有が教えを受けた為家や親行の周辺には、

〈難義〉

〈秘説〉

が横溢していながら、

それら

自身も聞き及ぶ限りにおいて、 ふしんのこる所~~あれど」というのは、 過去にもこれまで詳しく物語を講釈した例は一向に知らないという。 雅有が聞いていて理解し得なかったというのではなく、 また、「源氏にも

秘説にいたっては、 為家によって源氏物語への どうしても伝授はタブーであったことを意味するのであろう。 眼が開かれた雅有は、 その後「親行之門弟」となり、 河内家の説の摂取にもつとめてい

は 手中に収める幸運を得たのである。 i) 河 内家の最重要な秘説は、 〈門弟〉とあるからには、 明らかにされなかったらしい。 物語の講釈を受けていたはずで、彼は当代の二大研究家の説を、 しかし、 為家のもとではいくつかの 『隣女和歌集』(巻四、 〈不審〉 が残ったが、 自文永九年至建治三年)をみると 親行に従っていてもや またたくの間に

河内入道覚因の許へ揚名介事とひ侍とて

君ならで誰にか問む夕がほの花のあるじはしる人もなし

返

夕貝のはなのあるじも白露の置忘にし袖ぞぬれそふ

知りたく思っても、 といった、〈揚名介事〉に関して雅有の親行に懇望して、 家々の秘説の壁はやはり厚かったといえよう。 婉曲に断 わられた贈答歌が収められている。 雅有が かに

たのが三十二歳から三十七歳の頃であった。 |本紀 四十歳の折の日記である『春能深山路』によると、「二条大納言入道すけすゑ(資季)の卿のもとにむかひて、 源、 派氏の物 がたりなんぎども、 また出仕かたのことゞも、 彼の源氏物語への研究心は一層増すばかりであったらしく、 日ぐらしたづねき、て」と、 〈難義〉 0) 明 弘 に力を注

ひじりなりける、 源氏論義が催された折、 したのであろう。 0 、知識が容易には獲得できなかったため、 これは君も臣もみなゆるせるなるべし」(弘安源氏論義)という、 彼の長年の努力が実ったらしく、弘安四年十月六日に東宮伏見院の御方で、 召し寄せられた学者八人のうちの一人に数えられ、しかも「三のくらゐ藤原雅有なん源氏の 彼は機会のあるごとに人に尋ね求めて、 第一人者としての評価までも得る 自分なりの秘説集成をはかろうと 〈難義〉 を中心とした

にい

たっつ

たの

史上、 それ以後になると、 人もの 拮抗ないしはそれ以上の権威者として存在していたのだ。 味しているのであろう。 有 雅有の生きた時代は、 の同 〈難義〉 時代の高 や 〈秘説〉 師説相承という固定した枠内での研究が、 評価は、 河内家と御子左家の説を吸収し、 の保持者がひしめいていたことは、これまで示したのによっても知られるであろう。 過去の系譜につながらない研究者がもっとも多く続出する趨勢にあったと言えそうで、 〈難義〉や 〈秘説〉を多数保持するとともに、伝授者としての立場にあったことを意 その上新たに収集した秘説をも抱え込んだ雅有は、 そのほかにも、 大勢を占めてくるようになるのである。 質や多寡の違いはあるとはいえ、 まだいく 両家と

## 五 兼良の秘説の継承

くことが要請されてい 為家や親 そのことが諸家の説を隆盛させる原動力ともなったのである。 行を中心とした時代において、 た。 それだけ当時の 人 源氏物 々の関心が、 語 の権威者であるためには、 もっぱら 〈難義〉 ゃ へ難 〈秘説〉 義〉 や の解明に向 〈秘説〉 けら を多数保持してお 'n ってい たので

為家のもとでも俊成以来の研究の積み重ねの結果として、 当然のことながら秘説の集成がはかられていたであろう。 ろん

為家の開陳した

〈難義〉

は、

当然のことながら阿仏尼の所有となり、

それが

『乳母のさうし』に見るように、

女

とされる『乳母のさうし』には ら想定すると、 しかも御子左家では、 〈秘説〉 〈揚名介〉 には公開 に関して、 ・非公開 の区 道家の求めにもかかわらず厳然とした態度で伝授を拒否していることか 一分が存在していたと考えられるようだ。 阿仏尼が娘の紀内侍に与えた

源氏をば、なんぎもくろくなどまで、こまかにさたすべきにて候へば、 おぼめかしからぬ程に御らんじあきらめ

候 べば、 なんぎもくろくおなじくこからびつにい れてまいらせ候、 (類従本

においては必須の知識であるともする。

と記すのを見ると、

彼女は

〈難義〉の集成本を所持していたらしく、

しかもそのコメントとして、

源氏物語

0 和歌や古典の教えを受けたらしく、 も分るように、 冏 講釈を聴聞した折 仏 尼は 晚 年の 妻としての彼女の立場の重さが知られるであろう。 為家の身辺の世話をして、 やがて彼女なりの研究が確立するにいたる。 ともに嵯峨に住んでいたようで、 為家とは二十数年の生活であるが、 〈女あるじ〉と呼ばれていることから 雅有が文永六年に為家から源氏物 その 間 種 語

(九月) 十七日、 まことにおもしろし。よのつねの人のよむにはにず、ならひあべかめり。 ひるほどにわたる。 源氏はじめんとて、 講師にとて、 女あるじをよばる。 わかむらさきまでよまる。 すのうちにてよまる。

女は ٤ 若紫巻まで進むのだから、 阿仏尼は〈講師〉の役割を果たしている。「ひるのほど」から「よにかゝ」るまでの、わずか半日で桐壺巻から 種の 〈源氏読み〉の継承者であったと思われ、その読むあい間あい間に、 かなりのスピードで読んでいったらしい。「よのつねの人のよむにはにず」とあるので、 為家の講釈が加えられたのであろう。 彼

語 一語の解釈ではなく、 大意を把捉したうえでの、〈難義〉に関する説明などがなされたのに違いない。

たのではなく、 房の教養として娘の紀内侍にも手渡されることになったのであろう。 『延慶両卿訴陳状』他)。 二条家や京極家にも量的な多寡は別にして、それぞれ継承され、 だが、 具体的にはどのような秘説なり注釈書が、 為家の源氏学は阿仏尼の冷泉家だけに伝えられ 為家以後の家々に継承されたのかになると、 その正 統性 一が争われたはずである

それを明確に証する資料は今日残されていない。

之書」の覚書きがあり、 「一条冬良公撰」とする一冊本である。先ほどの伊勢物語以下の五種の 説が収められる体裁となっている。 このあたりはっきりした書き方ではない。〈坤〉冊には、 ように一冊本である。 次に示しておこう。『一禅付録』(彰考館蔵)は右の『一条家秘抄』の第二冊目に相当するが、題簽には て上下合冊の目録 ているのをみると、 「付録五巻」が記されている。 条家秘抄』(東北大学図書館蔵狩野文庫)を見ると、 が続き、 もともとは二冊本だったらしい。もう一つは『源氏物語之伝』(東大寺図書館蔵)で、 ただ、表紙裏に〈原本外題〉として、後人の朱筆で「一条禅閣兼良公御秘作付録下」と記され 内容は そのあとに伊勢物語・大和物語 この付録とする秘説も、 〈付録〉に記された説が再録され、 これと同本ないし類本は、 二条・冷泉両家の切紙によるのか、 表紙の見返しに第一冊目にも見られる「一条禅閣兼良 第一冊目(乾)の内題に「古今集伝授 冷泉 ・源氏物語 何本かまだ見いだしているが、 その他に「花鳥口伝抄」と「口伝抄」 ij (三ヶの大事)・徒然草・東鑑の かに古今集が加わり、 あるい そのうちの二本の例 「以上六伝本数六冊」 は兼良の説なの 両家切紙」とし 秘説を集めた の二種 題簽には 切紙 0)

額 で、 に関する彼の説も引かれたりしているので、 「徒然草之伝」の 条家に伝えられたとする秘伝書のうち、 〈もかうの伝〉には「一条禅閣兼良公の自筆には、 明らかに兼良の手になったと思われるのは、「花鳥口伝抄」と「口 かなり後に成立したのも収められているらしい。 あしの御簾の上べりを布にて云々」と、 もちろん二条家 [伝抄] 싂

と目録に記され、『一条家秘抄』などと同じ内容が並べられる

に三ヶ条の秘説の確立していたことが知られるのだ。

秘説も加えて体裁を整えたのであろうか。『源氏物語之伝』で「一条冬良公撰」と記すのは、そのあたりの事情を物 をまとめた折 冷泉家から、 兼良の秘説集成の意図のもとに継承されたのもあったはずである。 『花鳥余情』 の別勘とも称すべき「花鳥口伝抄」や「口伝抄」も一つに併せていたのを、 兼良がある時期に古今集等の秘伝書 冬良 他

語

つているのか

も知

'n

鳥 これをぞげんじの三ツの大事のひとつと云」「このとのゐ物ふくろを三ヶの大事の一つと也」と記されており、すで 奥書のある祐倫の 彼のオリジナルなものではなく、過去に伝えられていたのを利用したにすぎないとも言えそうである。そのうえ、『花 名介、子のこの餅、 るため、兼良の作とする考えは早くから存在していたようである。 るのは穏当なところであろう。『千鳥抄』の加持井本の奥書には、「後成恩寺三箇大事之外口伝条々」とあった由 た。 確かに兼良と緊密な関連があるし、この三秘説を含む『源語秘訣』が彼の著作であってみれば、 の成立した文明四年(三三)や『源語秘訣』 源氏物語 『光源氏一部謌』(松平文庫蔵)に、「このやうめいの介は源氏三ヶの大事の一ツ也」「(三つが一つ)(6) とのゐ物の袋、是を三箇の秘事といひつたへたり」と、伝聞のスタイルで記しているのをみると、 0 〈二箇の大事〉とされる揚名介・宿直物袋・三ヶ夜の餅の秘説は、 の文明九年より二十年余りもさかのぼる、 しかし、『源語秘訣』の〈とのみ物のふくろ〉の条に、「揚 従来兼良の編著とされてき 享徳二年 (三豊)の 両者を結びつけ 一であ

事源氏第一之難義也、 ように、すでに院政期において〈難義〉ないしは〈秘事〉としての取りあつかいがなされていた。『奥入』でも 代に成立し、 祐倫とて過去の説を継承したまでで、 巷間に流布していたのであろう。『雪月抄』に匡房が〈揚名介〉に関して別に記したものがあるとする 末代人非可勘知事歟」と、 〈三ヶの大事〉 物語中の最秘説であるとする態度には変りはない。内閣文庫本 のことばによってくくられた三ヶ条の は 小此

秘説

かなり早

〈二ヶの大事〉としてまとめられる要件はすでにそろっていたのである。

抄』で秘説と認定されているので、

抄』には、「七箇の秘事、 流 心とする南北朝から室町期にかけての頃が、 すようになり、 れたものではなく、 布する秘説は、 水原抄』 の別勘として示される『原中最秘抄』の項目は、すべてが秘説の位置にあるが、 秘伝思想のもとでより独立した存在としてますます隆盛していくのだ。『河 伝来の事情にもよるのであろう、いくつかのグループ化の現象が起ってくる。 内容的にはかなり雑多な集成と言える。その後秘説は源氏物語の伝授において重要な役割をはた 五ヶの大事などと云事を、今は不知人少歟」とあるし、今川範政の『源氏物語提要』にも、 秘説の展開史上もっとも活況を呈したようである。 海 これは後世ほど整理さ 今川了後の『源氏六帖 抄』や それにつれ、 滴 集』を中 数多く

氏古今伝授書』(静嘉堂文庫蔵) くつかのセットになった秘説が、 〈狭衣三ヶ大事〉〈東鑑三箇有職〉 の大事〉も派生し、 祐倫とか兼良へと伝えられたのであろう。 他に見えるように、〈徒然草三ヶ伝〉〈同五ヶの伝〉〈古今集三之口伝〉 等と、数えあげればいくらも取り出せる。このような時代的な趨勢のもとに、<三 伝授の対象ともなっているのだ。 さらに、こういった現象は源氏物語に限らず、 『源

「物語の十ヶの秘事」

(桐壺

無服殤の事)「物語の一ヶの秘事といへる説あり」(夕顔、きりかけだつ物) などと、

『岷江入楚』の「ねの子」の項目に引用される〈或抄〉によると、

也 らずとの給ひて、 此物語に三ヶの大事の内なればやうあらんかし、其三ヶ条やうめいの介・ 条の禅閣などは、 別にしるし給ふ也 さらにいづれも大事にあらず、さりながら昔より秘説とあれば、あらはすべき事にもあ ねの子のもちひ・とのゐもの、ふくろ

別に是をしるすものなり」と表明するのによっていると思われ、 ゐ物のふくろ」の注記中に、「ことなる事もなきことを秘事がましくいへる也、 書だったと思っている。ここに示される兼良の〈三箇の大事〉に対する消極的な態度は、『源語秘訣』の中の と記すのを見いだす。〈或抄〉の実体は今のところ分らないが、私は三条西家の周辺で作られた、 これらの文脈から三ヶ条が彼の著作ではなく、 今更云あらはさんもい かなりの量 かがなれば、

て流伝していた三ヶ条を、 一連の項目に加えて内容を整理したまでだったと言えそうである。

として存在していたとする事実が知られるであろう。

彼が秘説集成を企図した折、

古来珍重すべき説とし

より秘説〉

重ねられて相伝されていたようである。 の条に、「今日宗祇法師来、 兼良は、 〈三箇の大事〉をどのような経路から入手したのであろうか。「実隆公記」の長享二年 古今切紙、 兼良も同じく古今集の秘説などとともに手にしたのであろうが、そのルート 源氏三ヶ事等面授、自愛々々」とあるのをみると、三ヶ条の秘説は古今伝授と (一四八) <u>-</u>

の本の中には、 彼は当時流布する 二条家のものもあったし、 〈三箇の大事〉のうちでも、 また彼の方から貸すこともあったようで、 正統とも称すべき二条家の説を継承した後、 両家の親密さが想像される 編集し直して自家の

『一条家秘抄』などで見たように、二条派の継承者ではなかったかと思う。『桃花蕊葉』に記される

先は

こういった背景を考慮すれば、 説に確立したのであろう。それを宗祇に伝授し、 <二箇の大事〉は兼良の編著とみなされるだろうし、 やがて肖柏・実隆へと古今伝授の一つとして伝えられたものと思う。 また一方では彼も秘説の相伝者

の の一人にしかすぎなかったとも言えるであろう。

るのだ。 源氏物 兼良が二条家ないしはその継承者から〈三箇の大事〉を受け継いだ可能性があるとする想定は、 語三ヶ之伝授」の巻末に記されていた、 しかも『和歌秘書集』 の秘伝書が、 いずれも為家の説を基盤として派生しており、 「右三ヶ之伝授以二条家嫡々相伝授之畢云々」 二条家相伝の説であって とするの 『和歌秘書集』の

〈当家相伝〉

みれば、 為家が秘説の保持者であったことは、これまでも見たように間違いあるまい。「冷泉家草子目録」に「源秘抄、 兼良の継承したのは 〈三箇の大事〉に限らず、 他にも及ぶと考える方が自然だと思う。

司

語注」と記すのは、為家の周辺でまとめられた秘説が、その後増殖しながら冷泉家に相伝された内容であると想定す 二条家末流の人々の手により種々の説が付加されて成立したとされるように、権威付けのために為家説に仮託された ることも可能であろう。 同じように二条家にも伝えられたはずで、『古今為家抄』が為家の『為家序抄』などから、

良基などと伝来して、 『和歌秘書集』に見る蓄積となって出現するにいたったのだ。このように解してくると、二条家から頓 兼良の所有に帰したとする『和集秘書集』の識語は、無稽ではなく充分信頼のおける内容とみ

11 たのである。 の為家作とする数種の秘伝書も含まれていたのだ。彼はそのうちの〈三箇の大事〉を整理し、伝授の形式を確立させ 兼良は から解明していくように、 『花鳥余情』を作成するため、 それとともに、 二条家の秘伝書が、 彼の企図した注釈書に、 かなりの量の注釈書や関連資料を収集したはずで、そうした中に二条家伝来 彼の著作に少なからず関与してくることになるのだ。 有効と思われる注記は、次々と利用していったに違いない。

## 六 兼良の源氏講釈と注釈作業

前の宝徳元年(185)十一月には『源氏和秘抄』が、享徳二年(1859)六月には『源氏物語年立』などがあり、 文明四年(1四二)十二月、七十一歳の折であった。源氏物語に関する著作はこれが初めてではなく、すでに二十数年 兼良が源氏物語の研究史上重要な位置にある『花鳥余情』を作成し終えたのは、 応仁の乱を避けて奈良に疎開していた

ばれて

()

釈

の記録は、

以後三月六日・十二日・

四月五日・十一日・二十九日・五月四日と見えるが、

日記

ているので、 における研究者としての評価は高かったであろう。これと平行して、 当然のことながら講義用ノートが存在していただろうし、 彼は求めに応じて各所で源氏物語 回を重ねるごとに改訂 ・増補の手 の講釈を催 が 加えら

文安元年 (一醫) 二月三十日、 康富は一条邸で催された兼良の 〈談義〉 を初めて聴聞 しに出 か けて

てい

ったであろう。

子朝 Н 野 ;前大納 食以後早出了、 言 正徹書記・冷泉中将持為朝臣・同少将為富 参一条殿、 源氏御談義令聴聞、 今日初所参入也、 常光院堯孝僧都・北 乙女卷被始遊之、 面定衡・随身兼任 至中 楻 大納 言殿 方

うのだから、 宗砌などといっ てみると〈済々〉と記すように、 桐壺巻が始められたのは、 た面 「々が、 兼良の 講釈に参集していたことを記すこの記事は、 兼良を中心にして数多くの才人たちが集まってい すくなくとも前年であったはずだ。 康富は講筵に遅参したようだが、 文学史上にお るのだ。 jΕ Ü 微 ても貴重であろう。 冷 泉持為 堯孝 でかけ

兼

良

の

源

氏

物

語 朝

0 臣

講

釈

現存する記録としては、

もつ

とも古い例であろう。

この

日に少女卷が読み進

つめられ

たと

朝

臣

季長

盛

長朝 0

臣

宗砌、

其外発起禅僧遁世

一者等、

消々参

/候之、

子 聊

遅

参、

康富

記

これ 堯孝僧都〉 はほとんど聴聞 源氏御談義也、 0 登場で、 者 彼は源氏物語の講釈を聴聞するため、 が固定していたため、 承之」などとある程度で、 毎回記すまでもなかっ 初めて参加した時のように出席者についてはまったく記さなくなる。 親 しく兼良邸には早くから出入り たのであろう。 ここで注目され して る のは、 へ常光院

和 絆で結 秘書集』 所 収 の秘伝書が、 る事実は、 右の想定をより確実にするはずであ 堯孝以後兼良に伝えられたであろうと述べていたが、 源氏物語 の古典研究という

源 氏 和秘抄』 が 作られたのは、 巻末の識語によると「宝徳元年霜月の中の五日」 であった。 どのような事情

のも

とに執筆されたの か分らない が、 注釈書の意図としては、 「河海・水原・紫明などいふ抄は、ことひろきにより」て

初心者にはたやすく理解できないことをおもんぱかり、 ひとふしあること葉の心えがたく侍るを、 あらく、此一帖にしるしあらはして、 みちにいる物のなかだてとし侍

単な説明をほどこしているにすぎない。それでも後に出現する『花鳥余情』 というのである。 H) これは謙辞などではなく、 事実 『和秘抄』 の内容はおよそ九百語句を取り出し、 入門者用にごく簡

できるし、〈揚名介〉以下についても、〈三箇の大事〉とまではないが、三ヶ条に限ってそれぞれ「秘事也」のことば の基盤となる要素は全体的に見ることが

研究の けを抜き出し、 く思っている。 資料が発見されたり、 財 産が、 分離して一冊の注釈書としての体裁を整えた。それが『源氏和秘抄』であったのだ。 講釈という 講釈の席において、 語句の解釈が思いつけば、 · 場 を経ることによって蓄積されていったのである。 兼良は必ずや説明するための手控えノートを所持していたはずで、 次々と書入れなどをしていったであろう。 そのノートから彼は語句の いわば兼良の それには新し 源氏物語 解釈だ

『和秘抄』

の作成された背景に、「康富記」に書き留められていた五年前の源氏講釈があることを考えた

語講釈所望の内意が伝えられ、 ますます古典学者としての令名が世間に響きわたっていった。 くの文献を収集したことであろう。 兼良は初めての源氏物語に関する著作をして後、 十一月二日から兼良は参内してその任務を果している(「大乗院寺社雑事記」 四年後の享徳二年には、『源氏物語年立』という新分野の成果をまとめた兼良は、 さらに意欲的に研究に励んでいったようで、それにつれ彼は数多. 寛正二年(三三)十月五日には、 後花園天皇の源氏物 当日

将軍足利義政も聴聞するという栄誉にも浴することになった。高松宮家本源氏物語の桐壺巻の奥書によると、

甘

は、

移

露寺親長はその頃禁裏に蔵されていた耕雲本を借り出して転写していたようで、 ま講釈 のために参内していた兼良と出会ったようである。 宮中においてなのであろう、

同 (寛正二年)十一月七日禁裏御講尺 | (東京 持参此本、 一字無相 違

持する物語本文は耕雲本であったらしく、それによって講釈の席に臨んでいたようである。 兼良が講釈のために持ち歩いていた本と、 親長が書写した本とが一字の相違もなかったというのだ。 当時兼良の所

彼の周辺には次々と過去の研究書はもちろんのこと、 まったく見当がつかない。 八月二日と断片 大 兼 派良は、 、乗院寺社雑事記」によると、 『花鳥 的 余情』 に記されているが、どのような巻々が読まれてい 0 巻末に しかし、こういった講釈の 「愚応仁之乱初避上都、 禁裏における兼良の講釈は、 秘伝書のたぐいも集まってきたであろう。 "場"を通して、 暫寓九条之坊、 その後十一月十日・寛正三年三月三十日 たの 兼良の講釈ノートは増殖していったはずだし、 か、 困敦之秋重赴南京」と記すように、 また五十四帖読破されたのかになると、 寛正四年 応仁の

と、 乱による騒擾は一条室町の桃花坊にも否応なしに押し寄せて来、 なくなってしまった。『源氏物語年立』の冬良の識語によると、「件正本応仁大乱於桃坊文庫為白浪奪取喩畢」(架蔵本) 兼良の屋敷内にまで盗賊が忍び入るという、 都の治安は乱れに乱れてしまっていた。 穏やかな研究生活などとても望めるような状態では 彼は応仁元年の八月、 京都

彼は は、 のはずれ 翌九月に邸宅とともに焼失し、 〈困敦〉(十二支の「子」の異名で、応仁二年)の八月十九日、 にある九条の随心院門跡 (門主は兼良 さらに戦場は拡大の一途をたどっていった。 の息の 厳 宝 へ避難してい 再び居を奈良の成就院(兼良の息尋尊の隠居所 たが、 九条も安息の地ではなくなったため、 厖大な量の書籍を擁していた桃花坊

兼 良の蔵書の多くは、 応仁元年の大火で灰燼に帰したようだが、 そういったことの当来を恐れていたのであろうか、

動 二十一日)、古今集の談義がなされたりする(同三年十月九日)など、かつての一条室町の邸宅で果されていた文学活 にとっては (文明元年七月十一日 ことなく持ち歩いたであろう。だから奈良の地においても、兼良の当面の研究活動は、 蔵書を運んだとともに、 3の機能が、失われることなく復活持続されていったのだ。 条家相 伝の記録など六十二合は、 しなければならない大きな仕事があった。 それとともに「大乗院寺社雑事記」によると、 宗祇などとともに連歌会を催したり(同年七月十三日)、 一条室町から九条の随心院へ身を避ける折にも、 早くから京都の光明峰寺に預けて置い 座右から放すことなく持ち続け、 戦乱に明け暮れる緊迫した日々ではあったろうが、 奈良の成就院には宗祇 日常利用するかなりの量の書物は、 た。 奈良への疎開に際して、 義政の和 が 一応満足できる程度には行え 東国から上洛 歌の 点の要請 して訪 彼はそれ 同 年 n 手放, -九月 たり いらの

世上不穏な状況の訪れにつれ、 兼良は、 ある一つ一つが烏有に帰していく現実は、 書籍が邸宅とともに焼失したニュースは、 れざるを得なくなったことがとても信じられない悲しみであった上に、さらに追打ちをかけるように、長年蓄積した 0 - 命とて同じことで、早くから企図していた源氏物語の注釈書の作成を、果せないで終るかも知れないという危惧は、 )講釈用、 「良が難をのがれて奈良の地に移住した折は、すでに六十七歳という老齢に達していた。 すぐさま講義用 体系化して注釈書に仕上げるという計画である。 ノートを取り出し、 ひしと身に感じたであろう。 古典学者の兼良にとって耐えられないことであったに違いない。 愛惜きわまりないものがあったろう。 それをベースにして諸々の資料の収集と検討にとり このような背景のもとに、 都の古い文物が破壊され 奈良の成就院に身を落着けた いつも書入れていた源氏物語 彼にとっては、 か かっ たのである。 それは彼 京都を離 思 兼良 出

『花鳥余情』の巻末の識語はさらに続く。

爾来已歷五秋螢、

空感双蓬鬢、遼倒之余功夫之暇、忘白楽天世俗文字之過、玩紫式部源氏物語之詞、

篇々通至教

之命脈、 鳥之使写余情於毫端也 句 々貫和歌之骨髄、 レニーニーニーニーニーニーニーニーニー に放是毎観覧知日新月盛、及尋繹悟今是昨非、遂把河海之流、尽真源於心底、放是毎観覧知日新月盛、及尋繹悟今是昨非、遂把河海之流、尽真源於心底、

氏物語 暇 は読み取り、 我が国の文学観に大きな影響を与えた詩句である。〈世俗文字之過〉であり、〈狂言綺語〉ともされる源氏物語を兼良 ##: は 6 られなかった。そこで発意して注釈作業に励み、できあがったのが 世俗文字之業、 々に繙いて読んだ源氏物語であった。 奈良に住んですでに五年、 〈狂言綺語〉どころか有用の書であり、 を罪悪の書とし、 むしろそこに〈至教之命脈〉と〈和歌之骨髄〉の横溢しているのを悟ったのだ。 狂言綺語之過、転為将来世々讃仏乗之因、 紫式部が地獄に堕ちたという説の発生する機縁ともなった、 いたずらに年数をすごすばかりの生活だったが、ただ彼にとって心を慰めてくれるのは、 白楽天は詩文集の白氏文集を香山寺経蔵堂に納める際、「我有本願、願以今 読むたびに新しい知識が得られ、 転法輪之縁也云々」といったことばを添えたと伝える。源 『花鳥余情』であったというのである。 日々過去の解釈のあやまりを覚えずには 和漢朗詠集ほか諸書に引かれて、 彼にとって、 源氏

自己の 義用 の生存のあかしとして、 源氏学を集大成したいという望みを抱くようになったであろう。 語には、多分に潤色があろう。もう二十年以上も前に『源氏和秘抄』を作成し、その種本ともいうべき講 その後も折につけて利用していったはずである。 衝動に駆られるように、注釈書の作成に邁進していったものと、私は想像してみたいのであ ノートが増殖していく過程において、 それが応仁の乱という危機的状況の中で、 彼は かは

にもさまざまなルートを通じて、必要な資料が兼良の手もとに伝わってきたであろう。その一つに、『和歌秘書 を没入させていった。 兼良は激 しく動揺する世間を自ら遮断 中心となる講義用 L ノートのほかに、 もっぱら日々の不安な精神を癒すかのように、 関連する資料は奈良まで携えてきていたであろうし、 源氏物 語 世 わ ほか が身

# 七 「花鳥口伝抄」と「口伝抄」

歳月が過ぎたのである。このように述懐的に記すこと事態、 |識語に記すように文明四年除月(十二月)上旬であった。〈已歴五秋螢〉とするように、その間まさに足かけ五 兼良が本格的に『花鳥余情』の注釈に着手したのは、奈良に疎開した応仁二年八月以降のことであり、 兼良の注釈作業に要した実際の年月を、 思い出しながらの 擱筆は巻末

ことばなのであろう。

た序文で兼良は「(河海抄の)残れるをひろひ、あやまれるをあらたむる」と、この注釈書が念頭に絶えず置かれてい 兼良は、『花鳥余情』を完成させるまでに、いくつかの注釈書を参考にしたであろう。その一つに当然考えられる 『河海抄』が思い浮ぶ。『花鳥余情』の注記の中でもっとも多く引用する書目は 『河海抄』であり、 ま

文明四年三月上瀚、 以或本加書写、 但彼本有誤事等、 以推量雖陳直、 猶不審字等、 逐以證本可令校勘者也、 桃花

#### 野人判

たようである。

宮内庁書陵部蔵『河海抄』(桂宮本)の巻一末に、

写して、 不足の注記などを書加えたというのであろう。『花鳥余情』のできあがる九ヵ月前だが、この時点で『河海抄』を新 でには、 と見えるのは、 新作の注釈書はおおよそ形をなし、あとは細部を詰める程度にまでなっていたのかも知れない。 自作の注釈書に利用したのではとても間にあわないし、 文明四年三月に兼良がこの書を写したというのではなく、すでに所持していた本に、他本と校合して またそう解すべきでもないと思う。 むしろこの頃ま たまたま入

で

手した 一『河海 抄』 が、 所持本の注記とまま異なっていたため、 早速彼は校合して書入れ、使える部分でもあれば利用

また、「大乗院寺社雑事記」の文明四年七月十一日の条には

云

セ

しようとしていたと考えることもできよう。

光源紙物語朱書河海集二十卷書写事今日成弁了、善成公御作也、(氏) 水原抄ハ光行之作、 紫明抄ハ光行之息親行作也

りかねる。しかし、『花鳥余情』のできあがるまぎわだけに、何らかのかかわりがこの記事の背後にはあると、 ぎないのか、現に尋尊の手もとにあったのか、兼良との結びつきはあるのか、などといった事情は、これだけでは分 といった記事が見える。 『河海抄』の書写のことのほかに示される『水原抄』『紫明抄』 は、 関連として記されたにす 私は

巻末に、次のような識語が加えられているのだ。 兼良は、『花鳥余情』を作り終える前に、 別に簡単な注釈書をまとめていたと考えられる資料がある。 「花鳥口伝抄」 0)

考えてみたくも思うのだ

這秘抄花鳥余情之中別紙被隠之題目、三ヶ大事之外十ヶ条口伝也、 依大内記左京兆 朝亞所望令書写校合了、 尤此

文明第三暦孟夏天 沙弥御判

禁方不可被出相外者矣

いうのである。ところが、 文明三年四月に、兼良は『花鳥余情』中の 『花鳥余情』の成立は巻末に明記されているように文明四年十二月であって、「花鳥口伝抄」 〈別紙〉による秘説十三ヶ条を、 大内政弘の求めに応じて書き与えたと

の年月と重ならないのだ。 この矛盾について、 大津有一氏は「注釈書解題」(池田亀鑑編 『源氏物語事典下卷』 所収

兼 良の出家は文明五年六月二十五日であり、『花鳥余情』も文明三年には成立していない。従って「三」は「六」

この書を「文明六年成るか」とされたのである。 しかし、 現存する諸本はいずれも〈文明第三〉 

とはまったく記されていないのである。

関白 ずれ のは、 命を見いだそうとしたのではなかったかと思う。 みれば、 に、「文明四年龍集壬辰除月上瀚、 の職 のあることは、 本通りに〈三〉 在俗ながら出家者としての意識が、彼にはすでにあったことが想像できるのではないか。 京都から奈良へと流浪した時点で、 を辞すにいたったことについては、 やはり合理的に解釈できない矛盾としか言いようがなかろう。 の数字を尊重するにしても、 桃花居士七十一歳誌焉」と署名するが、ここに〈居士〉のことばを用いている 世事にはもはや関心が薄れ、 さまざまな政治的背景があったのは確かであろう。 左大臣二条政嗣が関白の地位を望み、前内大臣日野勝光などが辞職 大津氏が提出された兼良の出家の年と、『花鳥余情』の成立年とに もっぱら文学の世界にのみ自己の存立と安 ただ、 兼良は 彼が文明二年七月に しかし、 『花鳥余情』の巻末 彼にとって

を申し入れてきたことは、兼良にとってみれば追い詰められてではなく、むしろ願ってもない政界引退の機会であっ たに違いない。 の意味を有する その時から、 〈居士〉としての立場も、 彼の心内には〈仕官しない隠者〉 主張していったのではないだろうか。 の意識のほかにも、 〈在家ながら仏道に帰依しようと

考えられない されていたような、 〈隠者〉ないしはこれに通ずる わけではなかろう。 〈仏門にはい ったばかりの修業未熟な小 ただこれも、 〈遁世者〉 諸本に〈文明第三〉と記すのを誤写のないものとした上でのことで、 の自覚を兼良が持っていたとすれば、「花鳥口伝抄」の 僧〉 を示す 〈沙弥〉 のことばを用いることも あながち

彼が実際に出家して覚恵と号するようになるのは、

文明五年六月二十五日以降のことである。文明二年七月に関白

61

る。

61

わば完本の

『花鳥余情』

0)

〈別紙秘説〉

は冬良に与えた十五ヶ条が正統なのであって、文明三年の十三ヶ条

六年なり七年とあるのが正しいのであれば、 私のこの推定もむだに終ってしまう。

あろう。 をし続け、 とする文明 さらにもう一つの問題としては、「花鳥口 どうにか 四年十二月よりも、 この時までに『花鳥余情』はできあがっていたと考えなければならなくなる。『花鳥余情』 段落して加えたのが巻末の識語であったのだろうか。 一年八ヵ月も以前に一応作成し終えていたが、 伝抄」を文明三年の成立とすれば、 可能性としては、 兼良はその後もなお詳 巻末に〈花鳥余情之中別紙〉 充分考えられることで 細 に注 出 現した 整理

よい で、 ったとみなすこともできる。 確 までも せいぜい二、三年もあれば、大まかな注釈書の体裁は整うはずである。 だろう。 証 は な ある程度めどのついた Li 実質的には過去二十年余りの実績があり、 が 兼 良 が 『花鳥余情』 注釈作業にどれほどの年月を要したのか推定するほかはないが、 『花鳥余情』 の作成に具体 が、 文明三年に出現していても、 的に着手したのは、 新しい 注釈書をめざしての動きは、 そういう意味では、 奈良に移って間もなくの [ú] こに不思議ではなかろう。 京都 新規の・ 完全原稿とは言 在住 企画 頃 0 折にすでにあ からと考えて では ない わな

与えた秘説が だ進行している未整理本を意味しているのであろう。文明九年二月に「唯伝一子之書也云々」 と冬良に伝えた『源! か。 その書写を依頼してきたが、未完であることを理由に断り、 は十五 秘説は注 ヶ条の秘説であって、「花鳥口伝抄」 『花鳥余情』 釈 いの過程において彼のまとめたものであり、 の 〈別紙〉 であると述べるのは、 よりも手が加えられ、 その代償として秘説十三ヶ条を伝授したのではないだろう 文明四年十二月に完成した本を指すのでは 後に 『源語秘訣』へ発展する基礎ともなった。 秘伝書としての体裁をそなえるようになっ 現在 政弘に 語

もうすこし私の恣意な想像をめぐらしていけば、

兼良が源氏物語の注釈書の作成を進めていると知った大内政

三ヶ条の秘説を、 き、 本であったのだ。 か らなる「花鳥口伝抄」 最終的 には初め予定していたよりも二ヶ条追加した、 兼良は大急ぎで簡単な注記を付して送ったのであろう。 政弘から強く望まれたため、『花鳥余情』もまだできあがらないまま、 は、 まだ秘伝書に充分成長し切っておらず、 十五ヶ条の 未完成本の中途で間にあわせ的に派生させた伝 〈別紙〉 その後さらに を組み込んだのである。 〈別紙〉 『花鳥余情』の整理をして の予定にしていた十

抄 『花鳥余情』には十五ヶ条の める必要があろう。 このように解していけば、 成立は、 文明四 |年十二月に『花鳥余情』 (3) 十三ヶ条の「花鳥口伝抄」の巻末に、〈花鳥余情之中別紙〉 〈別注〉が存在している現象は、 が完成する以前でなければならず、 矛盾することなく理解できるのだ。 やはり文明三年四月とあるの としながらも、 すると「花鳥口伝 現 存 は認

月の 余情』 完成した後にはぜひとも全巻伝授してほしい旨を、 たのだった。 時点では の方がむしろ見たくなるのは必然であろう。 その折 『花鳥余情』はまだできあがっていないことを理由 この 秘説は 〈花鳥余情之中別紙〉 政弘は再度兼良に要望していたのかも知 そこで、 と予告しているの 現在は整理の途中と言うのであれば仕方がないとしても に断り、 だから、 そのかわりとして「花鳥口伝抄」を送付し 政弘にとってみれ tL ば本体の 『花鳥

兼良は大内政弘にどのような返事をしたのか知るよしもないが、二人の交渉の結果としては、ともかく文明三年四

明 記された伝来の年月日 もあるが、 四 文明四年十二月に ]年の識語のあとに、次のような兼良の奥書がなされる。 これについては別に述べなければならない 『花鳥余情』ができあがって後、 からす れば、 もっとも早い 例 と思ってい は文明八年に大内政弘に対 まず第一番目に見せたのは息子の冬良であったろうが、 . る)。 国立国会図書館本や宮内庁書陵部本などには、 してである (初度本と再度 本 との 諸本に 関 文 連

此 ·抄十五冊拭老眼馳禿筆、 仍字体不分明、 雖可招後嘲大内左京大夫與所望之間、 不能固辞所令付属也、 汗顔々

## 釈沙門覚

文明八年七月下

々、

自作の 政弘との約束が背景に存在していたためであったと、 そのたっての願いに抗し切れず、 文)といったところで、 とし、(同じ頃に紹永法眼本も写したと思われる)、その後は文明十年春、 のではなかったはずだ。 政 『伊勢物語愚見抄』も与えているのは、 「花鳥口伝抄」を受け取って後も、 政弘に対する遇し方は特別であったことを知るだろう。 兼良が自ら『花島余情』を書写したのは、 彼は遂に政弘に新作の注釈書を与えたのである。 いく度となく兼良に『花鳥余情』の書写を依頼してきていたのであろう。 政弘の方に古典研究の欲求があったためで、 私は考えてみたい 現存諸本から見る限り、 ・のだ。 文明十二年正月 これも「花鳥口伝抄」の時以来の、 なお、 (池 同じ文明八年七月に、 両者は 田正種書写本に兼良 文明八年の 無関係に送られ 政 弘本を嚆矢 彼は 0)

花鳥口 1伝抄」 に近似した資料に、「口伝抄」と称する兼良の秘伝書が ある。 この本は二系統あるようで、 ()まず「一

条家秘抄」(東北大学図書館蔵)付載本や内閣文庫本の巻末を示すと

十三ヶ条説大略与庭訓 文明十二年二月十二日、 無相違者也、 以禅閣一条殿御自筆秘本、 深可秘之、 密々令書写了、 可秘云々、 此一 冊以證本加校合誤写等改直之記、

博陸侯 冬良公 御判

取っ 鳥口伝 る。 とある。 たことを思わせる。 右 抄 識 冬良がここで述べている十三ヶ条からなる兼良自筆の〈秘本〉というのは、文明三年に大内政弘に与えた「花 ではないかと考えられそうであるが、 語から判断すると、 ただ、〈證本〉によって校合し、誤字などを改め直したというのは、 冬良はこの本は伝授されていなかったようで、 項目や注記などほとんど重なりはするものの、 何 かの折に人から見せられ、 別に一条家伝来の同 また別 種 早 内容であ ·速写、

本が存在していたのであろうか。冬良にとって、この本に示される十三ヶ条の秘説は、 とくに目新しいものではな

宮内庁書陵部蔵 『源語秘訣』(桂宮本)に付載される「口伝抄」で、この方は巻末に、

、つて兼良から教えを受けた説とあまり変らなかったという。

<

(1)文明十二二十二以禅閣 | 条殿御自筆秘本、 密々令書写畢、 可秘々々、 不可有外見者也

(2)右此本依大樹殿 御所望、 被書進之云々、 篇目同前、 但 省略多之、 全篇猶令秘之給歟

語は分けて考えるべきで、文明十二年というのは成立を示すのではなく、 際冬良が『源語秘訣』より説明を簡単にして、文明十二年二月に作成したのだとされる。しかし、 と二種の識語を有する。 大津有一氏の 「注釈書解題」では、 足利義尚の所望によって書写されたもので、 冬良が兼良本を写した年時を指しているの ここでは二つの識 しかもその

だから当然作者も冬良ではなく、

(足利義尚)

から冬良のもとへ源氏物語の秘伝書の求めがあった際、

(1)の識語に見るように兼良でなければならない。

可有外見者也」のことばを添え、続いて義尚へ奏上するにいたった事情を加えたのである。この本の初めに「被写進 抄」を写したのは文明十二年であっても、 大樹書也、 ていた「口伝抄」を、転写して差し出したのであろう。その折、この本の伝来に関する⑴の識語の初めの部分に「不 干時文明十二」と記すが、 これは(1)(2)の識語を同一次元に読み誤った後人の注記であって、 義尚から求められて進上したのも同じ年であったという保証はどこにもな 冬良が 「口伝

依頼によって、 に述べているように、 同 「花鳥口伝抄」を略記した体裁の 前 但省略多之」とするのも、 もともと簡単な注記でしかなかっ 冬良自身が 「口伝抄」を作成していたのであろう。 『源語秘訣』を省略して作成したのではなく、 たのだ。 兼良は文明三年以後 それが冬良の手に伝わり 政弘とはまた別人 : が多

0)

*د* يا

彼は文明十二年二月に書写して所持し

ての さらに義尚へと渡されたのだが、 ○一の巻末に記されているように、もともと十三ヶ条の秘説であるはずなのだが、義尚本においては「まくなぎつくり 事」 (明石巻) が一項目加わって十四ヶ条となっている。 ただ「口伝抄」は秦上される際にすこし手が加えられたようである。「口伝抄」 は これはやはり本来の姿ではなく、 冬良の所為と考えられ

る

び採用して書入れたのだ。 おいては「口伝抄」の秘説のほかにも、「花鳥口伝抄」に項目として取られていた「まくなぎつくりての事」を、 がにまどへる事」(玉鬘巻)を挿入し、 抄」を作成した折、「花鳥口伝抄」では「まくなぎつくりての事」を数えていたのだが、これを削除して「水鳥の 義 . 奏上本「口伝抄」が十四ヶ条になったことについては、「花鳥口伝抄」との関係があると思う。 総数は変らない十三ヶ条としていた。 それを相伝した冬良は、 義尚本の書写 兼良が ¬ □ 再 伝

して出現することになるのである。 のだ。『源語秘訣』 このように、「口伝抄」は の方は、 『花鳥余情』が完成した後、 「花鳥口伝抄」 から直接派生した秘伝書であって、『源語秘訣』 「花鳥口伝抄」 の項目をふやし、 注記内容もより詳細に整理 を省略した内容では

## 八 「花鳥口伝抄」から『源語秘訣』へ

の類 彼は次々と消していき、〈三箇の大事〉は別格として、 兼良は奈良に移住して、『花鳥余情』の注釈作業に着手した折、 を 整理し直そうとする意図があったものと思われる。そこで従来 それ以外に十ヶ条を選定したのである。このようにして作成 諸説入り乱れ、 〈秘説〉 として伝えられた項目であっても しかも多数横行する〈秘説〉 〈口伝〉

されたのが、 十三ヶ条の秘説を収める文明三年の「花鳥口伝抄」であったと想定できよう。

も詳細に書き改められた。 文明四年十二月、『花鳥余情』を作成し終えた時点において、 具体的に冊子本として伝授されるのは、『源語秘訣』の巻末に、 兼良の別紙の秘説は十五ヶ条にふやされ、 注記内容

唯伝一子之書也、 不可出闢外、 付嘱中納言中将畢

文明九年二月吉日 老衲覚

本そのものの成立したのは、文明四年十二月からそれほど隔たってはいなかったであろう。『花鳥余情』で と記すように、文明九年のことであった。だがこれはあくまでも冬良に秘説が許された年を意味しているのであって、

るすべし〉と述べながらも、 その注記内容は四年数ヵ月後になるまで書かれなかったというのであれば、 () かにも間

ぬけた話である。

渦巻いていた数多くの秘説は、 いつの間にか淘汰されることになるのである。 そういった意味においても、 彼の秘説

兼良にとって、『源語秘訣』は彼の秘説の集大成であった。この有力な権威ある秘伝書の出現によって、

の作成は重要な意味を持つと思われるので、次に一覧表にして示しておこう。

「口伝抄」臼は「文明十二年二月云々」の冬良の奥書本、臼は足利義尚への献上本を意味する。

(注)

『花鳥余情』では左に見るように十五ヶ条の項目について、〈秘説〉であり、〈別注〉である旨を述べるが、〈女房男

の指貫きたる事〉に関しては

侍 わらはは童女なり、 わらは夏はひとへがさねのあこめあさみはりばかまをきるべし、そのうへにおとこの指貫

と記すだけである。これに対して、『源語秘訣』には含まれていない めづらしき出立成べし、 〈かつらの院の事〉の方に、

それまで

Г	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	
	? かつらの院の事(松風)	2 四月朔日比の事(藤裏葉)	1 日の御よそひの事(胡蝶)	高巾子の事(初音)	水鳥の陸にまどふ事(玉鬘)	1 をしかいもとあるじの事(少女)	たすきの事(薄雲)	。 まくなぎの事(明石)	とのねもののふくろの事(賢木)	- いまはざるもじの事(同)	□ ねの子の餅三が一の事(同)	かりの随身の事(葵)	* 翁もほと/~の事(花宴)	女房男の指貫きたる事(同)	3 揚名介の事(夕顔)	- 無服殤の事(桐壺)	
		0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	花鳥口伝抄
		0	0	0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	口 伝 抄 (-)
		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	口伝抄(二)
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	花鳥余情
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	源語秘訣

・河海みなあやまれり、かつらの院は桂川のほとりにあるべし、なほ別にしるすべし、

鳥口伝抄」に取りあげていた〈女房男の指貫きたる事〉を復活して差し替えたようである <かつらの院の事>を収める十五ヶ条であったはずで、その後文明九年に冬良に伝授する段階になって、 〈秘説〉としての位置づけをしているのだ。『花鳥余情』の執筆と平行して作成したと思われる秘説集にお

は再び逆転させたのだから、文明九年に冬良に伝授して確定するまでには、かなりのゆれがあったようである。 事〉を捨て去り、新たに〈かつらの院の事〉を項目に立てて〈十五〉の数字は変えなかった。 の進行にともない、 <かつらの院の事〉に関して、<別にしるすべし〉と述べながらも、冬良本には記されていなかった。ところが、類 兼良の意識において、〈秘説〉は三ヶ条に十ヶ条を加えた十三ヶ条を考えていたようだが、『花鳥余情』の注 さらに二ヶ条を追記することにした。しかも、〈秘説〉として数えていた〈女房男の指貫きたる それを『源語秘訣』で

記をみつけ出 従本・静嘉堂文庫本ほかの伝本には、 が〈別にしるすべし〉と注記しているからには、『花鳥余情』の成立した当時、これに関して書かれたものが何 〈追補〉の意味は定かでないが、冬良自身が 文明九年に伝授された第二次本に、まさに〈追補〉したにすぎないとみなすべきであろう。 冬良は第一次本(初稿本)とでも称すべき『源語秘訣』に記されていた、〈かつらの院 巻末に〈かつらの院の事〉が記されており、それは冬良の追補とされる。 < 秘説〉を一項目設けて付加したとするのであれば誤りで、すでに兼良 事〉 かあ

続いて類従本などには

注記者はさらに十七ヶ条の『源語秘訣』の存在をも耳にしていたらしい。 花鳥余情の別注、 · 出す。 此外無之、 〈花鳥余情の別注〉 十五ヶ条に加此一ヶ条者十六ヶ条に候、 は、 〈かつらの院の事〉を加えることによって十六ヶ条となったのだが、 だがあまり流布しなかったのか、 十七ヶ条之由承候、 無所見候、 〈無所見〉

宮の御

娘なればなり、

と言い、〈不審候〉とその実体の不確かさを表明もしているのだ。

のであって、 出させ給ふ事〉 伝本において、 ところがこの本は 内容は他の諸本とまったく変りないのである。 に分割独立させ、 右の〈十七ヶ条之由承候〉と記すのに相当するのは、 〈翁もほと/~の事〉の項を、 二項目に数えているのだ。 〈おきなもほと/〜まひ出 <無所見候、 あとは 〈かつらの院の事〉も含めて十七ヶ条としている 『源氏物語十七ヶ条秘訣』 不審 候〉 との疑惑は、 ぬべき事〉と〈さかゆ 適中していたと言 (神宮文庫 < に 立 で

の本ではよくあることであろう。 条の注記を書入れてい しかし一方では、 十七ヶ条の伝 架蔵本 本の噂が広まるにつれ、 『源語秘訣集』では、 それにあわせた 〈かつらの院の事〉 『源語秘訣』も生まれてくるの の前に、 〈私書入〉として、 別に の種

た、らめの花のことかいねりこのむやけしむらさきの色このむや、末摘花巻云、たゞ梅の花のことみかさの山のおとめをばすて、、

求子の哥也、 是にてた、らめとうたふは、 梅の花を云あやまれるとなり、

Z 4 然同た、らめをた、梅と替ての給へり、 かさの かさの Щ 山 と云事は、 のおとめをば捨てといへるは、 求子の哥よりい へる也、 か ひたちの宮の乙女とい *ر* با ねり 先求子の哥は諸社にてうたふ時、 は紅色なり、 末摘花の赤きをいはんとてなり、 はんため、 みかさの 其所 0 Ш 名を云事也 の乙女をば捨てなり、 睿 Н ては 扨

三笠の たひ 給 Ш のおとめとうたふべき也、 春 H 明 神 は常陸より出給ふ御神なれば、 是もひたちの宮のおとめといはまほしきを、 ひたちを心に持て、 此詠物をうたひ給ふ也、 人聞. 知る故に、 みかさの 末摘は常 Ш 陸

0

かしまよりかせぎにのりて春日なる三笠の山に浮雲の宮

誠 是は秘説にて諸抄ニ不載之、 此義理ならではきこへず、 可秘、

『岷江入楚』に引用される「秘」(三条西家の注)によると、 右の〈ただ梅の花の色のこと〉について、「此義秘説也」

室町末期に伝えられていた〈秘説〉を、

何かの折に入手して書入れ、十七ヶ条に

したにすぎなく、兼良の説とは無関係と思われる。

と記す。『源語秘訣』の伝承者が、

本が、「源氏物語注花鳥余情後成恩寺中秘伝一冊」(「後法興院記」明応八年四月二十日)として伝えられていった。 秘訣』は右に見たように、 十六ヶ条・十七ヶ条の伝本も出現したようだが、一般には兼良の定めた十五ヶ条

予先年箕形如 庵<sub>承住</sub>に此物語の講談を聞、 十五ヶの秘訣、 三ヶの口伝等請得たり、

にも、

ともに消滅していくのである。 と記されていて、 兼良の秘説が講釈の場の伝授においては効力を保持していたようだが、やがて契冲や宣長の出現と

伝〉 ふ也」(桐壺)とか、「物語の十ヶのならひといふ也」(少女)などと指摘するのと、 を併せて一書にすることを考えついたのは、『源氏物語提要』に記される「なを此本文を物語の十ヶの秘事とい 緊密な関係があると思う。

考察を再び

「花鳥口伝抄」の成立した周辺にまでもどすことにしよう。

兼良が

〈三箇の大事〉に

へ十ヶ条口

ことは秘説の数字が符号するだけではなく、『提要』に示される歌や語句の解釈が、表現にいたるまで『花鳥余情』

の成立した永享四年 (一豎)と『花鳥余情』の出現した年とは、 およそ四十年の隔たりが横たわってい

一層首肯できるであろう。

と重なりを見せているのによっても、

るため、兼良は注釈作業を進める過程において、今川範政の説き明かした解釈を取り込んでいったと考えられなくも

とっているのではない

ろが、

初めにも述べたように、

前年の文明二年三月下旬に、

兼良は

『和歌秘書集』

所収の為家撰とする「紫明抄」を

兼

良

大内

政

弘

の水

めに応じて、

十三ヶ条の秘説をまとめ

たのは、

奥書を信ずる限り文明三年四月であっ

既に述べたようにその当時の兼良の註は、 これに対して稲賀敬二先生は、 **仏源**』 が一致することは、 が引用されているので、 「同様に兼良の二十歳代の源氏研究の成果をも範政は参照して提要を書いた。そして 範政は早くから兼良の著作に関心を示していたと論じ、『花鳥余情』の〈今案〉説 一つの可能性として、『提要』 晩年の花鳥余情と、 註釈の条項の表現の上でもあまり変らぬものであった」 には応永年中の兼良二十歳代の撰と伝えられる

٤

試案を提出されたのである。

話 提要、 徳満 澄 またはそれと源泉を同じくする説の影響を受けていると考える方が、より自然である」と結論づけ 雄氏は 〈今日の考え〉と解釈するのが適当とし、〈今案〉説と『提要』が一致するのは、「花鳥余情 『花鳥余情』 0) 〈今案〉 とする説を検討され、 これは兼良の 〈自説〉を表すのではなく、 ヘ 今 ノ が 源 氏物

引用したと考えたとしても、 歩することなく停滞気味だったと言わなければならなくなる。 注記の表現においても一向に変りばえしなかったとなれば、 良の二十歳代の著作を引用 「海抄』ほど詳細ではないにしても、『花鳥余情』においても引用書目は明記されており、すべてを無視する態度を が兼良の 兼良は源氏物語の注釈書を作成していたという証拠はどこにもないし、 〈自説〉 したのだとは考えなくてもよさそうである。 を意味するのではないとすると、それと重なりを見せる『提要』 なぜ彼は典拠を示さないまま、 さも自説のように書入れて利用しているのであろうか。 彼の源氏学はあまりにも早く完成してしまい、 だが、 兼良が しかも、『花鳥余情』をさかのぼることおよ 『提要』ないしはそれと共通する資料を またそれが晩年にいたるまで、 の解 釈は、 必ずしも兼 以後は進

-47-

う。 は が兼良の手もとにはいってきたのはそれより以前だったはずで、 『花鳥余情』の作成という目的のもとに、収集した資料の一つとみなすべきであろう。それはこの秘説が、そのま 折しも彼は、『花鳥余情』の注釈作業の最中であった。兼良は偶然二条家の秘説集を入手したのではなく、 いでいるのだ。 や『花鳥余情』の注記に用いられていることによって、その重要性を知ることができるの さらに「十五ヶ条伝授」も、 冬良が兼良から相伝したのが文明三年五月であるため、 多分「紫明抄」と同時であった可能性が強いであろ 秘説

| 花鳥口伝抄」

るスタイルを考えついたとするのが、 海抄』には かの形で、新作の注釈書に用いることを考えついたであろう。それとともに、『水原抄』には『原中軙秘抄』が、『河 文明二年三月、 『珊瑚秘抄』が 二条家の秘説集を手にした兼良は、とても使えない無稽な説は除き、 〈別紙〉 の秘説集として存在するように、 まず穏当な推定の筋道である。 兼良も『花鳥余情』の そのように思考しているところに、 あとの注記は部分的にでも何ら 〈別注〉を一冊に仕 政弘から源

氏物語 ヶ条を選び出して注記を加えたのだ。 このように述べてくると、「花鳥口伝抄」 の注釈書ないしは秘説集を所望してきたため、 の作成において、 彼は早速進行中の『花鳥余情』の 兼良はい かにも主体的に秘説を選定し、 〈別注〉として、試みの十三 その注記内容

れたように、〈十ヶ条口伝〉も兼良のオリジナルなものでなく、どうも過去の業績をそのまま利用したにすぎないら も辛苦して書きあげたように聞こえる。 右の推定をなおさらのこと増強させるであろう。ところが、〈三箇の大事〉はもちろんのこと、先にもすこし触 栄光ある兼良の学者としての尊厳を傷つけることにもなりかねないが、この際 兼良ほどの稀代な古典学者にとっては、 当然そうであるに違いないという予 〈予見〉は一切放擲し、 資

料

の現実を凝視しなければならない。

釈を施す

## 九 『源氏物語提要』 と兼良の秘説

その具体的な例として、〈三箇の大事〉の一つである〈ねの子の餅三が一の事〉の『提要』の説明を、次に抜出してみ 訣』と一致することを発見し、この事実から兼良の注釈書の作成を二十歳代と提唱されたのは稲賀敬二先生であった。 今川範政のダイジェスト版『源氏物語提要』に記される和歌の解釈や秘説の一部の説明が、『花鳥余情』や

源氏惟光をめして、あすのくれにこの子がいわるせよとおほせける、そうじて嫁娶の祝言は戍の日よめ入して、

そのうへに三つが一つとこたへけるを、 がひとつとこたえ給ふといふ説もあり、此もちは女の年の数そなふるゆへ也、(東京大学国文学研究室蔵本 とくこたへける也、心は一年に甲子六つあるべけれども、 の甲子矣、其季於今三之一也云々、是は七十四になりける人にその方のとしはいくつぞととひければ、 又祝三ヶ一とは四の数をいみて、 亥の日を、きて子の日いはふ也、 源氏とりあへずの給ふと也、 惟光こ、ろえてとひたてまつれば、 源氏むらさきのうへ十四になり給ふを、 閏月をいれて四百四十五甲子にあへり、これ七十年也 左伝十九卷二臣之生藏正月甲子子朔四百有四十五 源氏なれば四はいのいはゐをもちゆべき也 十をのけてそのうへの四を三つ か りのご

だ四坏にもりし時分の事なれば、 此 餅 しは銀器四坏に盛たるを、 四坏の説を用ゆべきなり、三が一とは四の数をいみて、 中比より四の数をはゞかりて、 三坏に成たるべし、 されども此物 源氏の君のとりあへず 語

ŧ

「花鳥口伝抄」や『源氏秘訣』では、「李部王記」「小右記」「都記」の記述を追った後、〈今案〉として次のような解

の甲子の日にあひて、 の給ふ也、 日の数をかぞへていへるなり、たとへば甲子の日は六十日に一度まはる物なるを、生れてより此方四百四十五度 季於今三之一也云々、此老人は七十三になるものか、ありのままには答ずして、生れたるより此かた、今日迄の 河海は中古よりの儀をもて注せり、それが時分相違すべき故なり、次に三が一と云名目、左伝十九巻 絳県の老人といふもの、人に年をとはれて答るやうは、臣生歳正月甲子朔四百四十五甲子矣. 其最末の甲子の日より今日までは、三が一にあたると云り、(以下略 其

者だけ比較してみて気がつくはずである。 誕生以来〈四百四十五度の甲子〉に遭遇したと記されていることなど、いずれか一方が典拠になっていると、まず二 ないであろう。叙述方法にしても、<三が一>が四の数を忌みたためであること、左伝十九巻に老人が年齢を問われて、 この秘説に関しては、文章表現もそのまま重なるとまでは言えないにしても、内容的に両者無縁な存在ではあり得 これは範政が、 兼良の青年期に著作した『花鳥余情』の前身の注記を、

『提要』には、〈三ヶの大事〉として古くから伝えられる秘説が収められるが、そのうちの〈とのゐもののふくろの

家薬籠中の物としてダイジェスト版に用いたとみるのか、むしろ兼良の方が利用したにすぎないと判断すべきなので

事〉の説明を終えたあと、すぐに続けて、

あろうか

これいろ~~のせつあり、みなそらごとにして実なし、もちゆべからず、 ことなる事なきを、秘事がましくいへるを、いまさらいひあらはさんもいかがなれば、それといひさだめがたし、

と記す。これは、『源語秘訣』の同じ項目のもとに、

ことなる事もなきことを、 秘事がましくいへる也、 今更云あらはさんもいかゞなれば、 別に是をしるすものなり、

色々の説あり、いづれも皆あやまりなり、信用すべからず、

かも知れない。

ざるを得ないであろう。 においては、 無批判に〈とのゐもののふくろの事〉に関する説のすべてを、 とするのと、 秘説に対する思想そのものがまったく同じであることに注目を要するのだ。 部の語句を除いてほとんど一致するのをみいだす。 字句の修正もなしに取入れたために起った現象と考え たんに両本の文章表現の問題だけではなく、 というよりも

の理論なのか、 その思想については根本的に否定する態度を示す。〈三ヶの大事〉の内容はともかくとして、三つの項目は古来 べし」と、〈三ヶの大事〉で示したのと変らない一貫した信念を開陳するのをみると、 しく」言っているだけで、 ができないのだ。 として言い伝えられ、「みな人のしれる事」ではあるものの、オープンにはなっていないため、 され共むかしよりいひならわしたる秘事なれば、それとさだめて書のべがたし」と、〈秘説〉の存在する事実は認めても、 事〉 『提要』では、 (初音) こでも、 彼の依拠した資料にすでにこのように記されていたのかは、 〈ねの子の餅三が へとのゐものの袋〉 「物語十ヶの口伝也と云つたへたり、させる事にもなけれども、 〈秘説〉を伝承する人々は、過去の虚構の権威を墨守しているにすぎないのだ。これ ?一の事> の項でも言及されていたように、いずれも「ことなる事もなきことを、 の解説を挿入したあと、「三ヶの大事といふ事は、 にわかに判断がつかない。ただ、〈高巾子 かやうのたぐひしばらくつ、しむ あるいは範政自身の表現である みな人の 確かには書き記すこと しれ 秘事 る事 〈秘説〉 は範政 ずがま

殤の事、 されてい 役良は それというのも、 桐壺)・「物語の十ヶのならひといふ也」(をしかいもとあるじの事、 た **全馬** 〈十ヶの口伝〉 の 大事〉の 『提要』に収められるこの種の ほかに ないしは 〈十ヶ条口伝〉 〈十ヶの秘事〉などとするのと、 を併せることによって「花鳥口伝抄」を作成したのは 〈秘説〉は、「此本文を物語の十ヶの秘事とい 緊密な影響関係にあると思われることはすでに 少女)・「物語十ヶの口伝也」(高巾子の事、 ふ也」(無服 提

のうち也」と記す〈日の御よそひの事〉(胡蝶)の二例である。 口伝抄」と重なるのは、〈十ヶの秘事〉などといったことばもなく引かれている〈たすきの事〉(薄雲)と、「是も秘事 初音)とする三例にすぎないが、いずれも「花鳥口伝抄」と項目・内容ともに共通しているのだ。これ以外で、「花鳥

述べた通りで、<十ヶの秘事〉ではなく<一>であることは、『細流抄』にも〈源氏一ヶの秘事〉と継承されているのに 「物語の一ヶの秘事」と記すのをみい出すだけである。これが〈秘説〉として定着するにいたった事情については別に 『提要』で右以外に〈秘事〉ないし〈秘説〉のことばが用いられるのは、〈きりかけだつもの〉(夕顔)の説明の中で、

よって確かめられるであろう。

実に〈十ヶの口伝〉を摂取しようとする意識は抱かれていなかった。 ら考えると、あとの残りの〈秘説〉も重なりを示していたと推測することには大いに蓋然性があると言える。〈たすき 『提要』に記される〈秘説〉の思想は、いずれも「させる事」でもないという基本的な立場にあるため、 の事〉に関しても、 彼は取入れて用いたためであろう。しかもそのうちの三項目、ないし四項目が「花鳥口伝抄」と一致している事実か べてが収載されていないのは、 しては、「是も秘事のうち」と記すのをみると、もう一ヶ条加えてもよさそうである。ともかく『提要』では十ヶ条す 『提要』には〈十ヶの秘事〉などとありながら、具体的には三ヶ条しか見あたらないが、〈日の御よそひの事〉に関 〈十ヶの口伝〉の旨の注記はないとはいえ、範政が引用した際書き漏らしたかも知れ 世間に流布するセットになった〈秘説〉のうち、梗概本文の叙述上必要な注記だけを それほど忠

なければならなくなるし、『源語秘訣』でも同じことだが、さらにこの方は十五ヶ条の口伝の統一体として初めから 兼良が「花鳥口伝抄」に〈三筒の大事〉のほかに〈十ヶ条口伝〉として集めた十ヶ条の〈秘説〉の典拠は、『提要』 それでは逆に範政が「花鳥口伝抄」を引用したのかとなると、この書が兼良の二十歳代に成立して

説〉を記す必要があったのだろうか

ば <十ヶの口伝>の「云つたへたり」の表現からは、その説の発生後の経過年数などとても推測することなどできはしな ならわしける秘事」といった書き方から判断すると、ここ一、二年の間に流布し始めた説だとはとても考えられない。 作成されたものであるため、とても〈十ヶの口伝〉などとは記されるはずがないだろう。しかも『提要』では、例え 兼良の著作した原 いが、それでも『提要』の成立した永享四年より少くみて五年や十年は遡源して読める性質のものであろう。すると 含高 『巾子の事》に関して「物語+ヶの口伝也と云つたへたり」と言い、〈三箇の大事〉についても「むかしより 兼良の 「花鳥口伝抄」の出現は、 〈秘説〉 の背後には、『花鳥余情』の注釈大系が存在しているのだから、 彼の二十歳代の前半を下限として、 十歳代にまで想定せざるを得なくな 右のように推考するのは

事もなきこと」と言い、「今更云あらはさんもいかが」と判断するのであれば、なぜそれほどまでに評価できない 今更云あらはさんもいかがなれば、別に是をしるすものなり云々」と兼良は述べるが、彼自身が思考して「ことなる すでに引用したように、 「花鳥口伝抄」なり 〈とのゐもののふくろの事〉について、「ことなる事もなきことを秘事がましくいへる也! 『源語秘訣』を読んでいて奇妙に思わ れるのは、 そこに記された注釈方法の異和感であ

兼良の源氏学の形成(伊井) 「旧説さまぐ~にいへり、みな證拠もなきことなり、 なきこと」とする「旧説」ではなく、 〈今案〉として「束脩と云は学生の入学する時云々」と説明していく。具体的にことばに則しながら説を展開 また、〈をしかいもとあるじの事〉(少女)に関し、「花鳥口伝抄」や『源語秘訣』では「西宮抄」を引用

『提要』には一部の語句の違いはあるものの、「花鳥口伝抄」『源語秘訣』に見られたような「旧説さまだ~に云々」の

過去の謬見を踏まえたうえでの彼の新説と認めるべきなのであろう。ところが、

用るにたらず」と結ぶが、兼良が例示したのはもちろん「證拠も

続 けて

説」を「用るにたらず」と力説するのは、自説を主張するためではなく、諸説を勘案した上での、より正当と判 たようにとうてい利用できるはずはなかった。しかも〈今案〉 した時 末尾の一文が添えられていないだけで、 た一解 宗釈を示したにすぎないことになろう。 点においては、 「花鳥口伝抄」は言うまでもなく、 あとはほとんど重なりあう解説が施されているのだ。 『花鳥余情』の出現に付随する『源語秘訣』 が当時の流布する説の意であるとすれば、 範政が は 『提要』を執筆 兼良の「旧 右にも述べ

改めなければならないし、 このように述べてくると、 また彼の 範政は兼良の初期の注釈大系を利用して『提要』を作成したという見取図は、 〈秘説〉ないしは『花鳥余情』の注記そのものについても、 考え直す必要が 根 本的に

作のダイジェスト版に用いたのだった。 その中に〈三ヶの大事〉や〈十ヶの口伝〉も含まれていた。 たのだ。 〈秘説〉 〈秘説〉に関して言えば、範政の時代に〈三ヶの大事〉は当然としても、 範政はそれらの を併せ、 一書に編集し直して「花鳥口伝抄」を作成し、「旧説」に比べてもっとも同意できる解釈だ 〈秘説〉 兼良は には多分に懐疑的な態度を示しながらも、 『花鳥余情』の作業過程において、 彼はかなり機械的に伝授を受けた〈三ヶ条〉と〈十 さまざまな資料を入手したはずだ 別に〈十ヶの口伝〉も一部で存在 流伝するだけの価値を認めて、

秘 的 「訣」の「色々の説あり、皆あやまりなり、信用すべからず」(とのゐものの袋) と、 政と兼良の依拠した資料が同じものであったと想定すると、先ほど疑問のまま保留していた「花鳥口 〈秘説〉を示しながら一方では否定

「色々の説あり、

皆あやまり也」「諸抄にいへるみなあやまりなり」などと書き添えたのであろう。

引いたために起った現象とみなすべきであろう。 て実なし 価 0 言 もちゆべ 辞が記されるのは、 からず」とほとんど重なりあう一文が見られるように、この場合両者ともに先行文献をそのまま 実は彼のことばなのではなく、『提要』にも「いろ~~のせつあり、 〈秘説〉の根本思想とも言える右のような例までが、 みなそらごとにし 兼良の個 人的

授"

という形式によって伝えられた注釈大系が、

これらの資料の背後に幻視されてくるのである。

見解ではないとすると、 説明の末尾に付した評価のことばの中には、 『提要』と共通する資料を修正することなく書き

写しているのもあるかも知れない。

開され たのが、 と〈十ヶ条〉を、『花鳥余情』の 積極的に整理し新しい学説を確立しようとする意図があってのことではなく、 た注釈書ではなく、 後の った推定に誤 『源語秘訣』であったのだ。兼良は先人の解釈を用いたといっても、 りがなければ、 相承された〈秘説〉 〈別紙秘伝〉に採用したまでであったと言えよう。 兼良が 「花鳥口伝抄」を作成した背景は、 であったために、 彼の手もとにはい いずれからか彼の授受した〈三ヶ条〉 当時諸説の乱れていた その項目や注記内容を改訂増 『紫明抄』や『河海抄』とい れば、 即ちそれは彼自身の説とし 〈秘説〉 ・った公

て主張することができたのだ。

ではなく、 解釈〉という、三種の本の存在が想定されてくるが、 に利用したとみなすのが、 とである。 このほか『提要』で注目しなければならないのは、 〈秘説〉 セットになって相伝されたと考えるべきであろう。 と同様、 妥当なのではないだろうか。 歌の場合についても、 『提要』と共通する資料がやはり存在し、 両者が共通して用いているからには、 和歌の説明表現で、これが『花鳥余情』とほとんど一致するこ するとここに、〈三ヶ条〉〈十ヶ条〉 オーソドックスな注釈書の歴史には出現しない、『伝 各冊無関係に流 0 範政も兼良も自己の作品 〈秘説〉、 それに 布したの 兪

## 十 『花鳥余情』の注記の成立

兼良は新作の注釈書

『花鳥余情』

を作成する過程において、

『提要』に吸収されたのと同じ資料を入手し、

〈三ヶ条〉

-55-

うが、そうであったにしても兼良の創見を加えた大幅な変更ではあり得なかったであろう。 に引か を確立するという体ではなく、 伝抄」があったのだ。しかし、 まだ充分に整理されていない文明三年四月の段階で、大内政弘からの所望によって急遽まとめた十三ヶ条の「花鳥口 〈十ヶ条〉 れる数ヶ条の 0) 〈秘説〉 〈秘説〉 に関しては、 の資料から類推するだけで、 兼良が 授受した内容をほとんどそのまま転写したに近いものであった。 別冊による伝授形式を考えついた。その具体的な発現としては、 〈秘説〉をまとめたといっても、 他の項目についてはもうすこし手を加えたとも考えられよ 諸説を比較検討し、 取捨選択した上での新説 といっても、

であろう、 花宴巻の「おきなもほと〳〵まひいでぬべき心地なん云々」について、 兼良は他の場合と同じく「花鳥口伝抄」にもそのまま記載することにした。 継承した秘説集に収められていたためなの

村上天皇康保三年十月七日有舞御覧、 ふ、其時清慎公実資命級ノ子、、 かしこまりて感にたへずして立て舞給へる、子の舞て勅禄にあづかる時、 小野宮右大臣実資公童にて納蘇利舞給ければ、 御前にめされて御袙をたま 祖父若は父

抄」での説がそのまま記されるにいたるのだ。兼良はさも自説のように両書に用いているが、これまで見てきたと同 じように、 〈別紙〉の秘説である旨を断っているのはもちろんのことで、これはその後の この解釈とて所詮は 〈十ヶ条口伝〉 に依拠しているのであろうと予想するのは当然である。 『源語秘訣』にも引き継がれ、 だが、残念な 「花鳥口伝

『花鳥余情』では、

「頭中将などまひしにつきて、

父のおとゞもまひたき心のありしと也、

猫別にしるす事
、い、、、

ずあり」と、

かしこまりて舞事也、

(以下略

年 ことには、 前 おきなもほと/\舞出ぬべきとい.五ヶ条の伝授 文明二年三月に相 『提要』にはこの 伝した、 〈秘説〉 に関 為家撰とする して何も触れてい 「紫明抄」 ないのだ。 には、 この説がそっくり収められているのである。 ところが、 兼良が 「花鳥口 伝 抄 を作成する一

村上天皇康保三年十月七日有舞御覧、 ふ、其時祖父清慎公のかしこまりてたちて、舞たまへる事をいふべし、 小野宮右人臣其時童にて納蘇利を舞給ければ、 御前にめされて御袙をたま

「紫明抄」を「花鳥口伝抄」に用いたはずで、 紫明抄」 の解説は、「花鳥口伝抄」の前半だけとは言え、両本の共通することはあまりにも明白すぎよう。 後の本の注記内容の方が増補されているのは、 彼が付加したためなのか

兼良は

初めにも述べたように、現存する「紫明抄」には脱落が存在すると考えられるためであろうか。

「紫明抄」が即ち〈十ヶ条口伝〉を含む注釈書であったとはすぐさま言えないだろう。 し、さらに「花鳥口伝抄」の項目と共通するのは、右のほかに、〈かりの随身の事〉が指摘できるだけであるため、 れなくもない。しかし、「紫明抄」には〈十五ヶ条の伝授〉と付されていて、〈十ヶ条〉ではないのがまず難点である なもほと ( \ への事 ) に関して「紫明抄」と共通する事実を知ると、実は両本が同一物であったのではないかと考えら 「花鳥口伝抄」の典拠とした資料は〈十ヶ条口伝〉であったろうと、『提要』の例から想定していたが、右の へおき

もう一例の〈かりの随身の事〉について、「口伝抄」を引き、傍に「紫明抄」で校合すると、 殿・の六位の将監の・随身することは、一向にそのためしなきことなり、めづらしき行幸とは御禊行幸のこと(上)(御)(#)(#))

を申侍れど、其にも六位の殿上・将監随身をすることは、いまだ見侍らず、源氏の大将をたとふる・あまりにか(サ)

は書るなり

ともに、より整理した十五ヶ条の秘説集へと体系化していったと考えられるであろう。 とあり、 と〈十ヶ条口伝〉との関係で、この〈かりの随身の事〉にしても項目の傍に〈十五ヶ条秘事〉と記されており、 しているのをみると、兼良は初期の段階においては、先行文献をそのまま摂取したが、 両者はほとんど重なることを知るのだ。『源語秘訣』ではこの解釈を基盤にし、 やがて『花鳥余情』の完成と ただ問題になるのは「紫明抄」 新たな資料などを用いて説 他と

に は、 彼はそれを『花鳥余情』 彼はできるだけフルに活用していった。「花鳥口伝抄」や「口伝抄」は、その過程で派生した副産物にすぎなかったが はなく、 0 良 うなれば、 秘伝書が、 説 公 であったろうことは、これまでいく度も述べた通りだが、さらに「紫明抄」所収の 0 の所有になったと思量されるのだ。このように考えてくると、 明をも用いたとすべきなのだろうか。 〈十五ヶ条秘事〉 「紫明抄」を明らかに利用しているため、 これらの相互をどのような関係として理解すればよいのだろうか。 釈集も、「紫明抄」などと一まとめにされて、 文明二年三月に一括して相伝したのであろうし、その目的は『花鳥余情』の資料にするためであっただけに、 〈十ヶ条口伝〉も二条家に伝えられていたのが、頓阿や良基などを経て、やがて他の秘伝書と同じように兼 項目はもちろんのこと注記についても「花鳥口伝抄」に多くを取り込みながら、 互に関連しあいながらも独立した書目として集められていることから判断すると、 の巻末に記される〈十ヶ条口伝〉が、『提要』にも用いられた〈十ヶ条〉の の注記内容が重なるのは、 の別冊伝授として確立し、 あるいは 〈秘説〉に関しては無関係だったとは言えないだろう。 あり得ることであろう。 兼良の手もとに置かれていたと想定するのが妥当かも知れない。 『和歌秘書集』所収の、 新たに項目を加えなどして整えたのが、 他の例もそうだったが、〈十ヶ条口伝〉と「紫 兼良は右の書を個々ばらばらに入手したので 後述するように、 為家あたりから発生したとするいくつか 〈十五ヶ条秘事〉とも一致するの 兼良は 後の 部分的には「紫明抄」の 〈秘説〉と共通する資料 〈十ヶ条口伝〉 『源語秘訣』であっ 『花鳥余情』 兼良は とか和歌 0) 注記 0

うが、 兼良 現存する「紫明抄」ほかの秘伝書は、それらの一部をなすものであった。彼は継承した「紫明抄」の解釈を、 |が文明二年に手にした、二条家の周辺から発生して伝来してきた注釈書の総体は、 かなりの量にの ぼるであろ

たのだ。

別 **m** (1)中将の君にびいろのなをしさしぬきうすらかに衣がへして、 『の秘説集である「花鳥口伝抄」だけではなく、 作成中の『花鳥余情』の注記にもそのまま用いることにした。 お、しくあざやかに心はづかしきさましてまいり

1) **(葵** 

・姉妹の服は三日暇廿日也、(中将の君は)(ナシ) 鈍色直衣平絹、 冬は練有裏、 夏は生無裏、 指貫は夏冬同し、 鈍色は移 花にて染也

うすらかとは十月の更衣の次に、いろをうすくなす也、

も出ていないのだ。 右には 兼良は依拠 「紫明抄」 した資料名は指摘しないで、 もうすこしいくつか、このような例をあげてみよう。 の説明を引き、 その傍に校合した『花鳥余情』の本文を記しておいた。この一文をみても分るよ 自説のように例示するものの、 これは明らかに 「紫明抄」 0) 説を一歩

(2)おやそいてくだり給れいもことになけれど(賢木

六条の御息所を・女王になずらへて申し侍れば、 村上の御女規子内親王、 天延三年に斎宮に立て下向 是よりさきに母子あいそひて下向 し給時、 御母徽子女王重明親そいてくだり給 の例なきによりて、 へり、 今の かくは 物

るなるべし

(3)おとしかけのたかき所に (宿木

車・みちのたかき所よりひき、所にやりおとすをい(やる) جذر 山路なとに有事也

『花鳥余情』 で問題となるのは、〈今案〉とする説であろうが、これも「紫明 抄 にはほとんど同じ表現で見えてい

るのだ。

人こふる心か空にかよへばや雨も涙もともにしぐる、、(元良親王家歌合)(は)(4)心にかよふとならば(賢木) 元良親王の歌合君おしむ心の空にかよへばやけふとまる(ナシ) (質之)

べき雨のふるらん、貫之、畢竟ながめは時雨によそへ侍り、心のかよふならば雨もさはり侍らましと也、(ナシ)(今窓)

(5)宇治橋のいと物ふりて(総角)へき間の気をより、またりに

ふとしのへぬれば

| 雲上記ニ、孝徳天皇二年道登法師造宇治橋、(帝王系図目) 今安道昭和尚同人歟、・ちはやぶる宇治の橋守なれをしぞあはれと思(業)

の間に誤脱した姿だと言えそうである。 のだ。すると⑷の場合も、本来は〈今案〉の語が存在していて、兼良もそれを引用したはずで、今見るのは転々書写 な成立過程など考えるまでもなさそうで、 で特に区別する必要があったからであろうかと、想像したくもなってくる。だが⑸をみると、そういった注記の にしてもことさら〈今案〉のことばを挿入するにいたった背景には、「紫明抄」以外の資料も勘案し、一連の説明の中 て直したと考えられなくもない。<今案>が兼良の自説を意味するのでないことは、これによっても明らかだが、 (4) の 例 「から判断すると、『花鳥余情』では「紫明抄」を引用しながら、「畢竟云々」以下の解釈を〈今案〉説に仕立 兼良が典拠とした「紫明抄」そのものに、すでに〈今案〉も記されていた それ 複雑

余情』で〈今案〉として引かれる説が、明らかに「紫明抄」と一致するのをみると、両本は無関係であるはずがなく、 兼良が〈今案〉として引く説明が、「紫明抄」でも同じ内容でありながら、何も注記されていないのだ。しかし、『花鳥 確実になるのだが、もう一例指摘できる「故院のうせ給ふて後二三年ばかりの末に云々」(宿木)を取り上げてみても、 しかも右の例のように「紫明抄」の方にすでに〈今案〉と付されていることからすれば、兼良の所持した本にも記さ たというのではなく、すくなくともそれは注記のある部分を占めていたと主張したいのである。 れていたと考えるのが自然であろう。もちろん、『花鳥余情』の〈今案〉とする説が、すべて二条家伝来の秘説であっ 「紫明抄」に<今案〉とあり、それがそのまま『花鳥余情』にも吸収された実例が、 いくつかあれば右の想定はより

は、 から新たな説を求めたのでもない、 提要』 0 の説明が、『花鳥余情』の〈今案〉と重なるのも同じことで、 例 から類 〈今案〉 推するのは危険ではあるが、 説も挿入されていたのであり、 彼の相伝した注記そのままを書入れたまでにすぎないと言えそうである。 〈今案〉とするのは、 ダイジェスト版には不必要なことばだけに、 兼良の自説でもなければ、 範政が用いた二条家伝来と思われる 当時流 彼はそれをすべて切 布した他 〈秘説〉に 『源氏物 の 資料

捨ててしまったのだ。

えて作成 た。 家伝来の諸説は、 目があったであろう)、『提要』に たるものと言えるかも知れない。 『花鳥余情』に何らかの形で採用されたのは十五項目にすぎなく、 っては重要な 彼は文明二年に相伝した二条家の秘伝書を中核に据えながら、 明抄」は初めにも述べたように、 したのが、『花鳥余情』となったのである。 『源語秘訣』そのものが、 むしろ『花鳥余情』成立の基盤的存在ではなかったかとすら思われるのである。 用いられたのと同じ資料を兼良も相伝していたことなどから考えると、 しかし、 桐壺以下十五巻からわずか八十項目の注記が並べられる秘伝書だが、 彼のオリジナルなものではなく、本体は先行の 「「紫明抄」そのものに大量の脱落が想定されること(五十四巻すべてに注記項 注釈の全体からすれば、二条家の秘説の影響は微 それまで書留めていた講釈用 〈秘説〉の継承にすぎなかっ 0 兼良の源氏学にと ノート . O 自説を加

1, でに彼 ながらその解明を試みたつもりである。これによって得られた結果を概括すると、 私 『和歌秘書集』(刈谷図書館蔵)に収載される源氏物語に関する秘伝書は、 は 兼良 相伝 0 源氏学者としての権威を失墜させるのを意図して述べて来たのではなく、 した二条家の 〈秘説〉と、 それから派生した「花鳥口伝抄」などの秘伝書の実体について、 いずれも定家・為家に仮託されて二条家 おおよそ次のようになるであろう。 『花鳥余情』の 出 現に 資料に即 たるま

に伝来し、 その後頓阿・良基・堯孝などの手を経て、 文明二年三月には兼良の所持するところとなった。

,2、為家撰とする「紫明抄」ほかの秘伝書は、内容的に相互に関連しており、「七ヶ条」とか「十五ヶ条」とする〈秘

説〉 〈三箇の大事〉は、 共通した資料からの派生と考えられる。 兼良によって創始されたのではなく、 かなり早くから存在していたようで、 彼自身も 『源語秘

二条家においてであったろう。

訣』に述べているように、

相伝者の一人にしかすぎなかった。

その伝えられたのは、

古今集などの秘説とともに、

4 奈良に身を移した兼良は、 兼良は若い頃から源氏物語の講釈を重ね、 その新しく企図した注釈書の作成過程において、文明二年に二条家の秘伝書も資料の一つとして相伝し 将来への危機的な不安もあって、 その講義用のノートの蓄積があった。 早くから志していた源氏学の集大成をこの際果たすこ 応仁の大乱によって、 京都 から

5 口伝〉 にはこの十三ヶ条の「花鳥口伝抄」を、 文明三年三月、 を併せて「花鳥口伝抄」を編纂して送付した。 大内政弘から注釈書を求められた兼良は、 〈別紙〉として伝授していくことを考えていた。 その折、 彼の継承した秘伝書中の 『花鳥余情』はまだ作成途中ではあったが、 〈三箇の大事〉と〈十ヶ条の なお 「口伝抄」は、 彼の念頭 一花鳥

6、「花鳥口伝抄」に用いられた〈十ヶ条の口伝〉は、 兼良は当時横溢する 〈秘説〉 を、 整理統合しようとする進取的な意図があってのことではなく、 今川範政の『源氏物語提要』 に用いたのと共通する資料であっ か なり中世の

7 文明四年に『花鳥余情』が成立した段階で、兼良は十三ヶ条であった〈別紙〉の伝授を、 十五ヶ条に整理し直し

秘伝思想に支えられた他律的なものであった。

伝抄」を簡略化し、

政弘本とは別ルートで伝授された秘伝書である。

る

注

7 『源語秘訣』とした。 この秘伝書は、 その後源氏物語伝授の中心的な存在となり、 冬良などによって項目も増補

た伝本が生まれるにいたる。

8 や和 情 兼良は 歌の の注記に次々と用いていった。〈今案〉とあるのも、 「評釈なども相伝していたであろう。彼は受け入れることによって自説となったそれらの資料を、『花鳥余 『花鳥余情』 作成の資料として、 為家撰とする 兼良の自説ではなく、すでに二条家伝来の 「紫明抄」のほかに、 『提要』とも共通する〈十ヶ条の口伝〉 「紫明抄」 に存

在していたのであって、

彼はそのまま継承したにすぎない。

源氏学には二条家の のだ。このように、一つの注釈書の出現するにいたるまでには、 ルとしての『花鳥余情』 てできあがった注記だとは言えない。 『花鳥余情』は兼良の作成した源氏物語の注釈書ではあるが、 〈秘説〉 はやはり兼良の著作であって、 が大きく関与しているのは確かである。 実隆の 『細流抄』には、宗祇や肖柏の説が色濃く投影しているように、 その研究史に占める位置はけっ だからといってすべてが彼のオリジナルな発想によっ 外面的にはおしはかれない、 しかし、 個々の注記はそうであっても、 して揺らぐことはあり 複雑な事情が隠されて 兼良 得 1 な ż

いることを、今さらながら痛感するのである。

(1) 年三月)・稲賀敬二著 この本については、 これまで井上宗雄 『源氏物語の研究』 「中世和歌資料を含む叢書類・和歌合集」(「国文学研究」二十九集、 (昭和四十二年刊、三〇七頁)によって、 紹介されたり、 一部言及されたことがあ 昭和三十九

(2) 藤 原敏行を交野の少将と称した資料はほかに見あたらないし、 また物語のモデルとするのも、 これまでまったく知られ

ていない。 右近を「交野姫」になぞらえるなど興味ある問題だが、これらは別の機会に譲ることにしたい。

(3)桂 泰蔵 「別本紫式部日記と式部伝説」(「文学」昭和八年四月

昭和四十八年一月刊)で述べたことがある。

- (4) 秘説の発生および為家周辺の秘説については、 別稿「源氏物語の秘説―その発生期についての覚え書き―」(「中世文芸叢書別巻
- (5)「源氏物語千鳥抄について」(「国語と国文学」昭和十四年十月号、『伝記・典籍研究』昭和四十七年刊所
- (6)今井源衛「松平文庫本『光源氏一部謌」翻刻田中下」(「文学研究」第六十二・六十四・六十七輯)
- (7)「桐壺愚抄と細流抄」(「国語国文」昭和四十七年五月
- (8)立場かというとそうでもなく、「詠歌大概抄」では二条家の歌学を正統と認めていたらしく、 「梅庵古筆伝」によると、兼良は一条家の家司であった冷泉持為から三代集の秘説を学んだという。すると彼は冷泉家の しかも彼自身二条派の歌人で
- だからこの秘伝書については、二条家との交渉は考えなくてもよいと思うが、しかしこれ以外の源氏物語の解釈や

あった。ただ、『和歌秘書集』の秘伝書の場合は、二条家から直接相伝したのではなく、祖父良基あたりからのルートであ

秘説などに関しては、二条家はもちろんのこと、冷泉家からの入手も充分想定してよいだろう。

- (9)横井金男著『古今伝授沿革史論』(昭和十八年刊、 一七六頁
- (10)桐洋一「冷泉家蔵草子目録について」(「和歌史研究会会報」8号、 昭和三十七年十二月)

片桐洋一著『中世古今集注釈書解題一』(昭和四十六年刊、七三頁)

(11)

- 拙稿 「源氏物語目録歌 – その成立と源氏享受者としての甘露寺親長-」(「言語と文芸」第六十一号、昭和四十三年十一月)
- (12)
- (13)〈女房男の指貫きたる事〉 (夕顔) には何も書かれず、〈かつらの院の事〉 (松風) の方に〈別注〉と記されるのだ。 『花鳥余情』 に 〈別にしるすべし〉とする注記は十五箇所あるが、十五ヶ条の 『源語秘訣』とは 例重ならない。 ただ、 即ち

増補本では後者の注記も加えられるようになる。簗瀬一雄・伊井春樹共編『源語研究資料集』(碧冲洞叢書第八十七輯、昭

和四十四年二月刊)の『源語秘訣』の解説を参照されたい。

稲賀敬二著『源氏物語の研究』、第三章第三節「源氏物語提要と諸注釈書」

「花鳥余情における『今案』説について - 花鳥糸情の成立事情- 」(「北九州工業高等専門学校研究報告」第六号、

昭和四十八

昭和四十八年度文部省科学研究費(一般研究D)による成果の一部である。

〈付記〉

本稿は、

(16)

注(4)に同じ

(15) (14)

年一月)